

## はじめに



魚沼市は、平成 16 年 11 月に 6 町村が合併し誕生しました。総面積 946.93 k m<sup>2</sup>の広大な面積を有し、うち山林・原野が 85% 占めており、尾瀬国立公園や越後三山只見国立公園など自然に恵まれた四季の変化に富んだ環境に位置しております。

私たちは、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、この美しい豊かな自然環境を次世代へとつないでいかなければならない使命をもっています。

しかし、私たち人間が追求してきた便利で快適な生活や経済活動は、環境への負荷を増大させ、自然界のアンバランスを生み、動植物の生息環境を破壊しつつあります。地球温暖化をはじめとする地球規模の現象は、異常気象となって現れ、今や人類の生存そのものに関わる問題となっております。

このような環境問題に対応し、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を創造することをめざして、平成 19 年 4 月に環境基本条例を施行いたしました。

この環境基本計画は、同条例に基づき策定を進めてきたもので、本市のめざす環境像を定め、市の環境行政の方向性を示すとともに市民や事業者の環境保全に向けた指針となるものであり、本市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画としております。

本計画では、本市の豊かで恵まれた自然環境を活かし、「色とりどりの四季と人が共生するまちづくり」をめざしていくこととしておりますが、その実現のためには、市民や事業者の皆さんと行政が一体となって、清らかな水を守り、豊かな緑を育む取り組みを加速していくことが必要となります。市民や事業者の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定に当たり、熱心なご審議をいただいた魚沼市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成 21 年 3 月

魚沼市長 大平悦子

# 目 次

## 第1章 計画の位置づけ

1	背景と目的	4
2	計画の役割	6
3	計画の対象	6
4	計画期間	8
5	計画対象地域	8
6	環境基本計画の位置づけ	9

## 第2章 魚沼市のめざすべき環境目標

1	環境基本計画の目標	10
2	施策の体系	10
3	目標達成のための環境指標	11

## 第3章 現状と課題、施策の方向

1	自然環境	12
(1)	地形・自然景観	12
(2)	動植物	15
2	生活環境	20
(1)	大気汚染	21
(2)	水質汚濁	23
(3)	騒音・振動	26
(4)	悪臭	28
(5)	地下水汚染・土壌汚染	30
(6)	地盤沈下	31
(7)	有害化学物質	32
(8)	廃棄物	33
	産業廃棄物	34
	一般廃棄物	35
	一般廃棄物(し尿処理)	39
	不法投棄対策	40
	環境美化運動	42

3	快適環境	44
(1)	水辺環境	44
(2)	緑と公園	46
(3)	雪との共生	47
(4)	歴史と文化財	50
4	地球環境	52
(1)	地球温暖化対策	53
(2)	オゾン層破壊対策	57
(3)	酸性雨対策	58

## 第4章 計画の推進体制

1	推進体制の整備	60
2	計画推進の考え方	60

## 付属資料

1	魚沼市の概況	
(1)	世帯数・人口	62
(2)	土地利用の現況	62
2	計画策定までの経過報告	62
3	魚沼市環境市民アンケート集計表 概要版	64

# 第1章 計画の位置づけ

## 1 背景と目的

私たちは、地域社会の持続的発展のために、この美しく豊かな自然環境を次世代へとつないでいかなければならない使命をもっています。私たちは、この使命を未来世代への影響という時間的な広がりや地球規模という空間的な広がりを持つ重大な課題として正面からとらえ、“ゆとりとうるおい”に満ちた社会となるよう、今から努めていかなければなりません。

本市は、関越自動車道や上越新幹線をはじめとする高速交通体系が整備されたことに伴い、産業生産活動が促進され、観光客や交流人口も増えてきました。一方で、市民生活の利便性の向上に伴う生活様式の変化などにより、大量消費、大量廃棄によるごみの増加や、自動車への過度な依存による大気汚染の発生など、都市・生活型公害と呼ばれる新たな環境問題が生じ、自然環境への負荷が懸念されています。



小出市街地

こうした自然環境への負荷は、一つの地域や国だけにとどまらず地球規模の広がりとなって、温室効果ガス の大量排出に伴う地球温暖化 現象を引き起こし、私たち人類の生存そのものを脅かすものとなってきています。

国は、地球環境問題 に直面し、政策に新たな道を切り拓くため平成5年に環境基本法を制定し、その後、平成6年に環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める最初の環境基本計画を策定しました。その後も計画の見直しと改訂を加えながら各種の施策を展開しています。

県は、平成7年に新潟県環境基本条例を制定し、平成9年には新潟県環境基本計画を策定しました。その後、平成14年の中間改訂を経て、環境保全に向けた各種施策

### 温室効果ガス

太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収し、その一部を再放射することで気温上昇を起こす原因となる気体で、地球温暖化の原因とされている。

### 地球温暖化

化石燃料の大量消費により大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が高くなる現象。気候の変化が激しくなることにより、干ばつや多雨、海水面の上昇、マラリアなど伝染病の流行地域の拡大など、人間の生存と生活に大きな悪影響を及ぼすと予測されている。

### 地球環境問題

人間の行為によって地球規模で起こる数々の環境問題の総称。地球温暖化、オゾン層破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、野生生物種の減少、海洋汚染などがあげられる。

を総合的かつ計画的に推進してきました。さらに平成 19 年 3 月には環境面から魅力あふれる新潟を実現するために新たな新潟県環境基本計画が策定されています。

本市は、平成 19 年 4 月に環境保全についての基本理念を定めた魚沼市環境基本条例を施行しました。この中で、市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために環境基本計画を定めなければならないことを明記しており、その計画の中で市民、事業者、行政の責務を明らかにしていきます。

### 基本理念(魚沼市環境基本条例 第3条)

1. 環境の保全是、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。
2. 環境の保全是、自然と人間との共生の下で、生産、消費等の社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう適切に行われなければならない。
3. 地球環境の保全是、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることを共通の認識として、積極的に推進されなければならない。



尾瀬湿原と燧ヶ岳



奥只見湖

## 2 計画の役割

この計画は、本市における環境施策を推進するうえでの基本的な計画であり、魚沼市環境基本条例の基本理念の実現に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための大綱として定めるものです。ただし、国、県の環境基本計画、市総合計画、その他の関連計画との関係において、調整や変更を要する場合があります。

## 3 計画の対象

### 1 自然環境



平ヶ岳



浅草岳のヒメサユリ



ヤマネ

## 2 生活環境



ごみ収集作業



エコプラント魚沼

## 3 快適環境



春の鏡ヶ池



にぎわう月岡公園

## 4 地球環境



月から見た地球 ©JAXA/SELENE

## 4 計画期間

上位計画である市総合計画との関係を踏まえて、平成 21 年度から平成 27 年度までの 7 年間とします。ただし、経済社会情勢の変化や環境の新たな課題などに対応するため期間中であっても必要に応じて見直し、改訂を行います。

## 5 計画対象地域

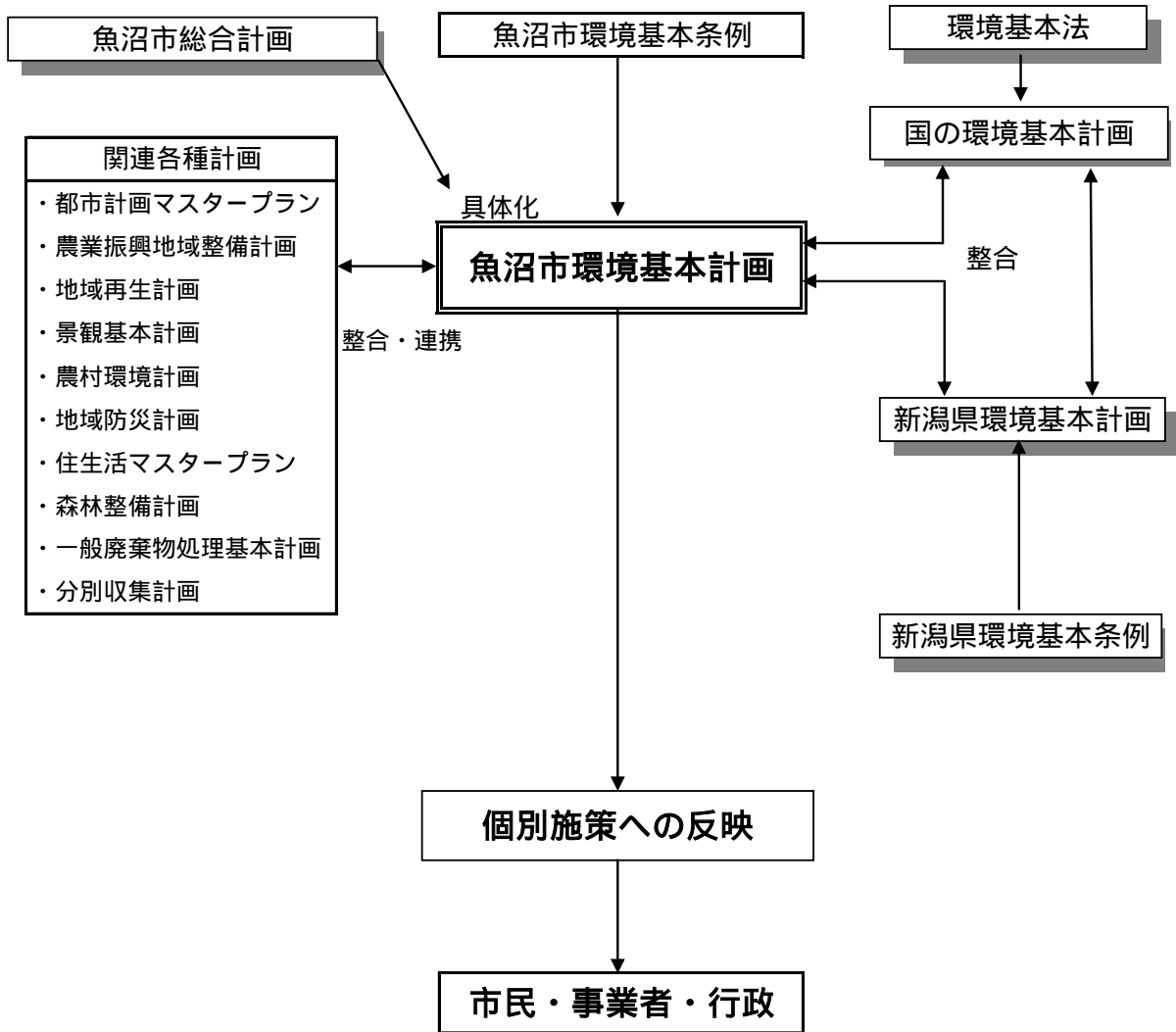
本計画の対象は、魚沼市全域とします。





## 6 環境基本計画の位置づけ

本計画は、市総合計画を環境面から推進する部門別計画として位置づけられるものであり、市が策定する他の個別計画や事業などに対して、環境の保全及び創造に関する基本的方向を示すものです。



カタクリ群生地



オキナグサ群生地

## 第2章 魚沼市のめざすべき環境目標

### 1 環境基本計画の目標

魚沼市環境基本条例に掲げる基本理念から、環境像（環境のあるべき姿）を次のように設定します。

## 色とりどりの四季と人が共生するまちづくり

### 2 施策の体系

#### 基本方針1 豊かな自然環境を守り活かします

四季折々の美しい自然や貴重な動植物を守り活かしたまちづくりをみんなですすすめます。

#### 基本方針2 さわやかな生活環境をつくります

循環型社会の形成と環境への負荷が少ない社会を構築しながら元気でさわやかなまちづくりをみんなですすすめます。

#### 基本方針3 うるおいのある快適環境をつくります

きれいな水辺やさわやかな緑とふれあう中で暮らしやすくうるおいのあるまちづくりをみんなですすすめます。

#### 基本方針4 生命はぐくむ地球環境をみんなです守ります

かけがえのない地球環境を次世代へつなぐため環境学習や環境保全の取り組みをみんなですすすめます。

### 3 目標達成のための環境指標

指 標 項 目		単位	H19年度 現況値	H27年度 目標値
<b>1 自然環境</b>				
・ 国立・国定公園の指定箇所 ・ 国立・国定公園の指定面積 ・ 鳥獣保護区の面積 ・ 自然公園、自然(緑地)環境保全地域の指定 ・ 市指定天然記念物の指定件数 ・ 浅草山麓エコ・ミュージアム事業の参加者数	箇所	2		
	ha	47,005		
	ha	49,522		
	箇所	1		
	件	8		
	人	20,608	25,000	
<b>2 生活環境</b>				
・ 大気汚染に関する苦情延べ件数 ・ 騒音に関する苦情延べ件数 ・ 悪臭に関する苦情延べ件数 ・ 水質に関する苦情延べ件数 ・ 一般騒音に係る環境基準達成率(指定地域内) ・ 道路騒音に係る環境基準達成率(指定地域内) ・ 汚水処理人口普及率 <sup>1</sup> ・ 汚水処理水洗化率 ・ 一般廃棄物の排出量 ・ 一般廃棄物のリサイクル率 ・ 一般廃棄物の最終処分(埋立)量 ・ 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 ・ 不法投棄物対応処理件数 (環境美化運動、ごみステーションの不適切排出物に伴うものは除く。) ・ 環境美化運動参加者人数	件	16		
	件	11		
	件	10		
	件	45		
	%	66.7		
	%	66.7		
	%	99.6	100.0	
	%	91.0	98.0	
	t	18,114	15,900	
	%	20.8	28.0	
	t	1,760	1,540	
	g	1,155	1,090	
	件	71	35	
	人	10,692	11,000	
	<b>3 快適環境</b>			
・ 都市公園等の施設数 ・ 市指定文化財件数(天然記念物を除く)	奥只見レクリエーション都市公園(県営)	箇所	5	
	都市公園(市営)	箇所	10	
	農村公園(市営)	箇所	16	
	その他(市営)	箇所	24	
	件	76		
<b>4 地球環境</b>				
・ 温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出 ・ 新エネルギー対応実例箇所 ・ 市内の <sup>3</sup> 環境マネジメントシステム導入事業所数	t	<sup>2</sup> 240,239	6%削減	
	箇所	11	50	
	事業所	(1) ISO14001 9	10	
	事業所	(2) KES 2	4	
	事業所	(3) エコアクション21 1	10	

(注) 目標値の斜線は、維持・改善をめざすことを表す。

1 下水道、集落排水施設及びその他の集合処理による処理人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標

2 平成16年2月策定地域新エネルギービジョン平成15年度推計値から引用

3 第4章地球環境の55ページ参照

## 第3章 現状と課題、施策の方向

### 1 自然環境

#### 基本方針1 豊かな自然環境を守り活かします

四季折々の美しい自然や貴重な動植物を守り活かしたまちづくりをみんなですすめます。

#### 目標達成のための環境指標

指標項目	単位	H19年度 現況値	H27年度 目標値
<b>1 自然環境</b>			
・ 国立・国定公園の指定箇所	箇所	2	
・ 国立・国定公園の指定面積	ha	47,005	
・ 鳥獣保護区の面積	ha	49,522	
・ 自然公園、自然(緑地)環境保全地域の指定	箇所	1	
・ 市指定天然記念物の指定件数	件	8	
・ 浅草山麓エコ・ミュージアム事業の参加者数	人	20,608	25,000

(注) 目標値の斜線は、維持・改善をめざすことを表す。

#### (1) 地形・自然景観

##### 現状

本市は、新潟県の南東部に位置し、総面積は県内第4位の946.93k㎡で、県面積の7.5%を占めています。その広大な面積のうち山林・原野が約85%を占めており、そのうち67%は国立・国定公園に指定されるなど、国内でも有数の美しい自然があります。

東部には、ラムサール条約登録湿地である尾瀬国立公園と日本最大級の貯水量を誇る奥只見湖、西部には魚沼丘陵、北部には国定公園指定の浅草岳や守門岳、そして南部には2,000m級の平ヶ岳、中ノ岳、荒沢岳、越後駒ヶ岳など越後三山只見国定公園の山並みが連なるなど、自然に恵まれた環境に位置しています。



日本の代表的な湿原地 “尾瀬”

##### ラムサール条約

湿原の保存に関する国際条約。水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守る目的で、1971年2月2日に制定され、1975年12月21日に発効した。日本では当該湿地等を国指定鳥獣保護区特別保護地区に指定し、鳥獣の捕獲や一定面積以上の植物採取や埋立などの行為に環境省の許認可が必要となる。また鳥類だけでなく、絶滅のおそれのある動植物が生育・生息していたり、その地域を代表とする湿地なども登録される。

尾瀬の魚沼市地域1,156haは、日光国立公園内の一部に位置づけられていましたが、平成19年に尾瀬国立公園として独立指定されました。また、越後三山只見国定公園は45,849haに及ぶ広大な面積を誇ります。

山岳の生い立ちとして、奥只見地区と尾瀬地区の山岳の多くは、隆起によるものとなっています。また、市の最北部にあたる守門岳や浅草岳など、かつては火山であった山岳もあります。標高70m（魚野川）から最高地点2,141m（平ヶ岳）までの多様な地形と美しい自然景観は、長い地球的歴史の過程を経て形成されてきたものです。



越後駒ヶ岳



荒沢岳

本市は、日本有数の豪雪地帯で、その雪がもたらす豊富な水は、魚野川、佐梨川、破間川といった清流河川を通して、コシヒカリ、ユリ、山菜、鮎、日本酒など地域の特産物を生み出しています。この美しい山河や里山、田園など豊かな自然が織り成す四季の中で、歴史を刻み、産業や文化を育みながら発展してきました。

本市の豊かな自然を背景に受ける恵みと文化の創造は、まさに“自然と共生”している関係にあり、市民、事業者、行政にとって“宝”であり、大きな誇りとなっています。

本市の周囲を取り巻く雄大な自然のほか、棚田、里山、中小河川、湖沼など市民の生活空間に広がる身近な自然の中にも、全国的に希少な動植物が生息しており、四季を通じて暮らしや事業活動と様々な形で関わりあっています。

私たちは、豊かな自然の恵みを享受している反面、豪雪や雪崩、予想外の集中豪雨による洪水、土砂崩れなどの様々な自然災害と隣り合わせていることも現実であり、時として甚大な被害が発生する恐れがあることも忘れてはなりません。

里山

集落や人里に接した山を指す。



棚田のコシヒカリ



堀之内のユリ栽培

近年の地形、地質、土壌、気象など学術調査状況

平成 16 年	中ノ岳：土壌及び土中のササラダニ	：民間個人
平成 16 年	蛇子沢、北ノ又川、中ノ岐川：高山系植物	：湯之谷村
平成 18 年	荒沢岳：雪氷、気象	：新潟大学災害復興科学センター

## 課 題

本市にとって自然環境は、あまりに身近であるがゆえに、保全に対する意識が不十分となっている部分もあります。人と自然が共生していくために、これまで以上に注意を払いながら、自然環境への保全意識を高めていく必要があります。自然公園や里山、河川や湖沼などを活用していく中で、電力や観光、農林業、土木など産業の振興が環境に悪影響を及ぼす可能性があります。これらの事業に対する計画は、慎重かつ注意深く対応していく必要があります。自然環境の保全とその利活用については、多くの方々の協力が大切であることから、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進する必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

本市の自然について学習を深め、自然と共生することの重要性を認識しながら保全活動に努めます。

河川や公園などの保全活動は、自治会事業と連携しながら推進します。

### 【事業者の取り組み】

電力、観光、土木など環境に影響が大きい事業者は、関係法令を遵守し、自然環境の保護とその対策の重要性を認識しながら活動を推進します。

### 【行政の取り組み】

持続可能な社会をめざした環境にやさしい生活様式づくりを支援します。

地域の自然と生活環境のつながりを示し、環境保全意識の高揚と醸成を促す情報

の提供を推進します。

人と自然との共生を図るため、自然環境に影響を及ぼす可能性の高い事業については、環境モニタリングを継続しながら、法令等の遵守、啓発活動、環境教育を推進します。

県と連携して設置運営している浅草山麓エコ・ミュージアムの施設や人材、ソフトの活用を推進します。

国立公園、国定公園内における各種学術調査研究や旧町村単位などで整理された各種の調査資料の収集に努めます。

地域や学校での環境教育の推進、図書館や観光施設などでの資料の公表、市報などの活用を通じて自然環境保全運動の啓発に取り組みます。

## (2) 動植物

### 現 状

地球上の生物は、約2,000万種といわれており、国は生物多様性国家戦略などを定め、動植物などの保護・保全に努めています。本市を代表する希少動物の中には、環境省レッドデータブックに絶滅危惧種として指定されているイヌワシが越後三山只見国定公園を中心として営巣し、市街地周辺まで飛来しているほか、浅草山麓や銀山平で生息が確認されたヤマネ、コノハズク、フタスジチョウ(奥只見亜種)、ムツアカネ、アズミキシタバ、クビジロツメヨトウなどの哺乳類、鳥類、昆虫類などがいます。その他に国の特別天然記念物のニホンカモシカなど貴重な生物が生息しています。



干溝で保護されたイヌワシ



ニホンカモシカ

#### 環境モニタリング

環境の良好な状態を保つため、状態を監視、測定すること。

#### レッドデータブック

環境省が作成する絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのこと。絶滅の危険性の高さによるカテゴリー分けがなされている。その他、各自治体単位でも同様のレッドデータブックが作成されている。

山野の森林は、自然環境の保全にとって重要な役割を果たしていることはいうまでもありません。国は自然公園を指定していますが、県も「権現堂山・唐松山のアズマシャクナゲ群生地」を自然環境保全地域として指定し、その保全に努めています。

1,500mから2,000m級の山岳地帯には高山性の植物が生育するほか、里山、低地湿原にも希少植物が見られます。ミズバショウは、尾瀬の湿原の象徴として有名ですが、他にもイトキンポウゲやナガバノモウセンゴケなど高山性の植物が自生しており、オオフジシダ、バイカモ、ザゼンソウなど保護を要する重要な植物も見られます。また、豪雪地帯であるにもかかわらず、市内各地の里山や身近な場所に大杉、大銀杏、大欅などの巨木が見られます。

さらに、市民の身近な生活環境にはホタルやメダカなど豊かな環境を示す生き物が生息し、私たちにやさしさやうるおいを四季折々に与えてくれています。

このように私たち市民は、豊かな自然からたくさんの恩恵を受けていますが、動植物の生態、土壌や地質、水質などそれぞれの分野で十分に調査、分析、研究がなされていない現状にあります。



ミズバショウ

近年、市内の里山や一般河川も含めて、人為的に移入された外来生物のブラックバスやアメリカザリガニなどの水生生物が多く見られるようになりました。哺乳類ではハクビシンも増加傾向にあり、植物も繁殖力の極めて高いセイタカアワダチソウやヒメムカシヨモギ、メマツヨイグサなど侵略的外来種の植生拡大により、在来動植物への影響が出ています。

ツキノワグマやノウサギなど貴重な野生動物であっても市民の暮らしや生産活動に支障をきたす有害鳥獣も存在します。最近では、ニホンザルとカワウによる被害が出ています。

自然環境保全地域

自然環境を保全することが特に必要な地域として、環境大臣または都道府県知事により指定される地域のこと。



### 有害鳥獣捕獲数の推移

	カラバト (トバト)	キジバト	スズメ	カラス	キツネ	タヌキ	クマ	ノネコ	カワウ	合計
平成17年度	17	23	13	617	4	41	14	228	-	957
平成18年度	15	14	8	578	1	6	13	69	-	704
平成19年度	0	7	0	341	0	17	2	135	14	516

カワウについては、魚野川流域における捕獲数

### 近年の主な動植物学術系生態調査状況

平成11年	原虫野湿原（平成18年まで）	: 富永弘・柳瀬昭彦 他
平成15年	浅草山麓のヤマネ	: エコ・ミュージアム
平成16年	平ヶ岳、越後駒ヶ岳の高山チョウ・ベニヒカゲ	: 信州大学
平成16年	蛇子沢、北ノ又川、中ノ岐川の高山系植物	: 湯之谷村
平成17年	浅草岳、守門岳の登山道周辺植生	: 魚沼市
平成17年	尾瀬のツキノワグマ生態	: 尾瀬保護財団

ラムサール条約 湿地登録（高層湿原）【尾瀬】 8,711ha 新潟県・群馬県・福島県

### 自然公園

公園名	区域	魚沼市の面積 (全体の面積)
尾瀬国立公園	福島県、群馬県、栃木県、 魚沼市	1,156ha (37,200ha)
越後三山只見国定公園	福島県只見町 南魚沼市、魚沼市、三条市	45,849ha (86,129ha)

### 自然環境保全地域

地域名	所在地	保全対象	面積
権現堂山、唐松山	江口ほか、須川	植物(アズマシャクナゲ)	普通地区 68.7ha

### 鳥獣保護区

区名(区分名)	位置又は区域	面積	存続期間
御嶽山鳥獣保護区(身近な鳥獣生息地)	堀之内地区	484ha	平成16年11月1日～平成26年10月31日
成田山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	小出地区	302ha	平成14年11月1日～平成24年10月31日
権現堂鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	広神、守門地区	725ha	平成17年11月1日～平成27年10月31日
浅草岳鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	入広瀬地区	1,321ha	平成20年11月1日～平成30年10月31日
湯之谷村奥只見湖鳥獣保護区(大規模生息地)	湯之谷、広神、入広瀬地区	38,128ha	平成15年11月1日～平成25年10月31日
尾瀬特別保護地区	湯之谷地区	322ha	平成15年11月1日～平成25年10月31日
守門鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	守門、入広瀬地区、三条市	3,725ha	平成12年11月1日～平成22年10月31日
越後三山鳥獣保護区(森林鳥獣生息地)	湯之谷地区、南魚沼市	4,515ha	平成20年11月1日～平成30年10月31日

## 魚沼市の主な国・県・市の指定天然記念物

### ・国指定の特別天然記念物

地区名	所在地	名 称	備 考
湯之谷	下折立	尾瀬	魚沼市・群馬県・福島県にまたがる湿原
魚沼市内	新潟県・他	ニホンカモシカ	哺乳類

### ・国指定の天然記念物

魚沼市内	新潟県・他	イヌワシ	鳥類	平成9年蛇子沢流域ワシタカ類モニタリング調査
魚沼市内	新潟県・他	オジロワシ	鳥類	平成9年蛇子沢流域ワシタカ類モニタリング調査
魚沼市内	新潟県・他	ヤマネ	哺乳類	平成15年浅草山麓ヤマネ生息確認調査

### ・県指定の天然記念物(植物・樹木)

地区名	所在地	名 称	備 考
広神	滝之又	滝之又の二本杉	1本:樹高49m・目通り約7m、1本:高約47m・目通り約6m

### ・市の指定文化財「天然記念物」の植物(樹木)・地形(池沼)等

地区名	所在地	名 称	備 考
堀之内	新道島	新道島羽黒神社の大杉	推定樹齢800年、樹高29m、幹周7.3m 昭和49年3月指定
小出	干溝	干溝諏訪神社の大榎	推定樹齢600年、樹高35m、幹周11.0m 平成4年4月指定
	青島	青島上之山神社の大榎	推定樹齢300年、樹高30m、幹周11.5m 平成4年4月指定
	原虫野	原虫野の座禅草群生地	ザゼンソウ・他 昭和61年7月指定
湯之谷	七日市	不動院の大銀杏(いちょう)	推定樹齢600年、樹高45m、幹周6.6m 平成15年8月指定
守門	須川	須川の大銀杏(いちょう)	推定樹齢280年、樹高20m、幹周4.0m 昭和49年2月指定
	長鳥	万治ヶ池	ウルム氷期からの動植物が生息 昭和54年7月指定
	高倉	池ノ山の池	氷河期からの動植物が生息 昭和55年11月指定

上記のほか、国・県・市とも登録(選定)文化財として整理されている貴重な動植物や地形等がある。

## 課 題

自然と人間との関わりの中で、野生の動植物と共生していくことが重要な課題となっています。特に絶滅危惧種や地域固有種については、特別な保護の必要があります。

本市は、ツキノワグマが多く生息する地域であることから、保護・保全に配慮をしながら、適切な安全対策を講じていく必要があります。

貴重な鳥獣の保護を進めるために設定されている各種の鳥獣保護区域や銃猟禁止区域についても検討する必要があります。

地球温暖化と入山者の増加で、高山植物が生育する生態系の変化が懸念されています。

侵略的な外来動植物による生態系への影響について、長期的な監視と対策を行っていく必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

本市の動植物の生態について学習を深め、自然と共生することの重要性を認識しながら、自然保護活動に努めます。

自然との共生について理解を深め、野生動植物の乱獲を行わないよう努めます。

#### 【事業者の取り組み】

電力、観光、土木など環境に影響の大きい事業者は、関係法令を遵守し、動植物の保護に努めます。

観光事業の推進にあたり、野生動植物の乱獲をさせないようルールやマナーの啓発を推進します。



浅草山麓エコ・ミュージアムの自然観察

#### 【行政の取り組み】

天然記念物に指定されているイヌワシやニホンカモシカなどの希少動物や野生のツキノワグマ、ニホンザルなどとの共生をはかるため、関係機関、団体、市民と連携して自然環境の保全に向けた取り組みを推進します。

有害鳥獣に対応するため、関係機関や団体と連携して、長期的な対策の視点と具体的な出没情報や被害情報などをもとに、迅速かつ的確な対応を推進します。

県の定める鳥獣保護事業計画を遵守し、狩猟の許可を適正に行うとともに鳥獣の保護に努めます。

生物多様性の確保と地域固有種の保護・保全に向け、外来生物による影響について監視に努めます。

市民生活や事業者の産業活動と直結している身近な自然について、公共土木や治山治水など様々な事業を展開する中で自然との関わりやその事業による影響に配慮します。

国立公園、国定公園内における各種学術調査研究報告、その他の既存調査資料の集約と整理を推進します。

県と連携して設置運営している浅草山麓エコ・ミュージアムや福山森林体験の家などの活用を推進します。

地域や学校での環境教育の推進、図書館や観光施設などでの資料の公表、市報などの活用を通じた自然環境保全運動の啓発に取り組みます。

## 2 生活環境

### 基本方針2 さわやかな生活環境をつくります

循環型社会の形成と環境への負荷が少ない社会を構築しながら元気でさわやかなまちづくりをみんなですすすめます。

#### 目標達成のための環境指標

指標項目	単位	H19年度 現況値	H27年度 目標値
<b>2 生活環境</b>			
・ 大気汚染に関する苦情延べ件数	件	16	
・ 騒音に関する苦情延べ件数	件	11	
・ 悪臭に関する苦情延べ件数	件	10	
・ 水質に関する苦情延べ件数	件	45	
・ 一般騒音に係る環境基準達成率(指定地域内)	%	66.7	
・ 道路騒音に係る環境基準達成率(指定地域内)	%	66.7	
・ 污水处理人口普及率	%	99.6	100.0
・ 污水处理水洗化率	%	91.0	98.0
・ 一般廃棄物の排出量	t	18,114	15,900
・ 一般廃棄物のリサイクル率	%	20.8	28.0
・ 一般廃棄物の最終処分(埋立)量	t	1,760	1,540
・ 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量	g	1,155	1,090
・ 不法投棄物対応処理件数 (環境美化運動、ごみステーションの不適切排出物に伴うものは除く。)	件	71	35
・ 環境美化運動参加者人数	人	10,692	11,000

(注) 目標値の斜線は、維持・改善をめざすことを表す。

下水道、集落排水施設及びその他の集合処理による処理人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、污水处理施設の普及状況の指標

私たちの日々の生活は、様々な生産や消費活動によって成り立っています。しかし、利便性を求めることが、場合によっては周りの人たちに不快だと感じさせことがあります。環境への負荷の低減と循環型社会の構築に向けて、市民、事業者、行政が連携し、協力しながら取り組んでいく必要があります。

公害苦情処理件数(環境課受付分)

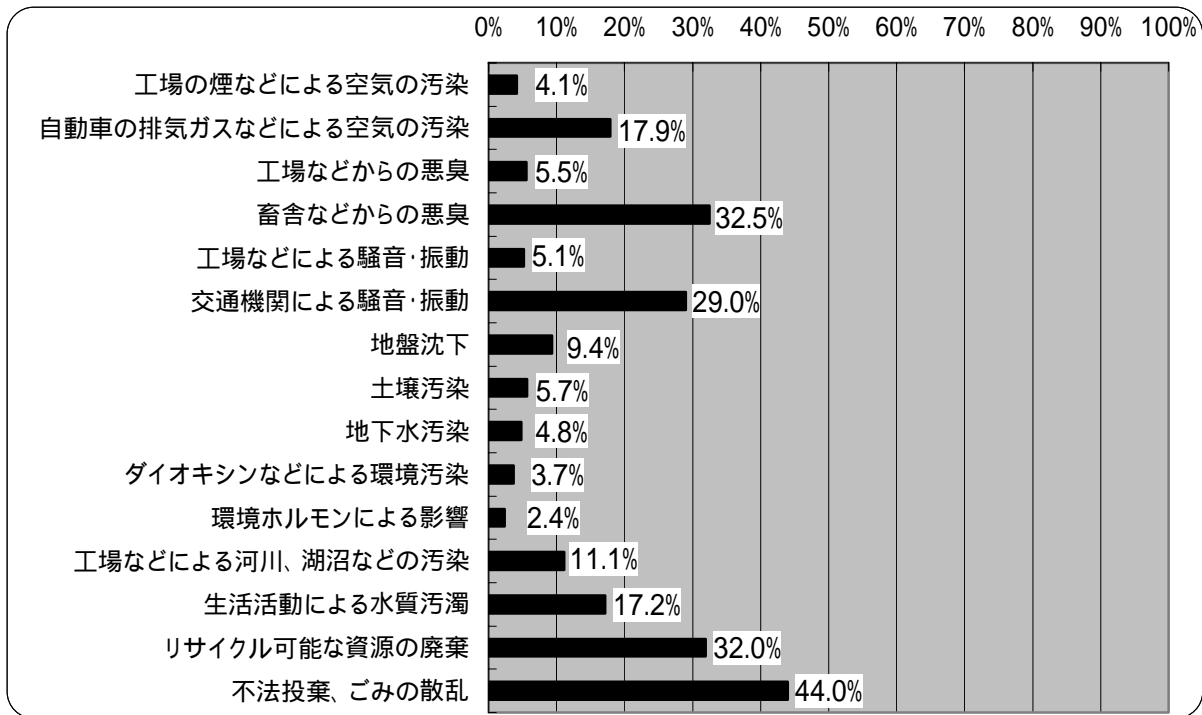
区分	H17年度	H18年度	H19年度
大気汚染	4	7	16
水質汚濁	33	39	45
土壌汚染	2	0	0
騒音	0	1	11
振動	0	0	0
地盤沈下	0	0	0
悪臭	6	6	10
その他	4	5	5
合計	49	58	87

## ( 1 ) 大気汚染

### 現 状

市民アンケートの結果によると、「自動車の排気ガスなどによる空気の汚染が生じている」の問いには、18%が「生じている」と回答し、「工場の煙などによる空気の汚染が生じている」の問いに対し、4%が「生じている」と回答しています。

### 生活環境について、現在、次のような問題が生じていますか？



県では、県内各地に設置されている大気汚染常時監視測定局（一般環境及び自動車排出ガス）において各種の大気汚染の観測を実施していますが、概ね環境基準内となっています。しかし、近年は国外の大気汚染が原因と見られる光化学オキシダント濃度の上昇が懸念されています。

#### 循環型社会

省資源と環境への影響を可能な限り低減するために、製品などが廃棄物として処分されることを抑制し、適正なリサイクルがなされ、また、リサイクルできない製品等からの環境影響を低減させることを目標とした社会のこと。

#### 市民アンケート

魚沼市環境基本計画に市民、事業者の意見を反映させるため、平成 18 年 3 月に実施したアンケート調査。巻末付属資料参照。

#### 環境基準

人の健康の保護や生活環境の保全の上で維持されることが望ましいとされる環境中の物質の濃度や音の大きさの基準。環境基本法により、大気、水、土壌、騒音、ダイオキシンについて定められている。

#### 光化学オキシダント

太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体で、その影響は、目や気道の粘膜刺激など健康被害を引き起こす。また、光化学オキシダントのスモッグを「光化学スモッグ」と呼称している。

平成 17 年 6 月、兵庫県の大手機械メーカーの工場周辺住民にアスベスト（石綿）特有のガンである中皮腫という病気が多発していることがわかり、これを発端として全国的にアスベストへの関心が高まりました。特に危険性が高いとされる「吹き付けアスベスト」については、劣化した際に飛散し人体に害を及ぼすおそれがあるため、飛散防止に必要な措置が求められています。

ごみの野焼きは平成 13 年 4 月から禁止となりましたが、いまだに簡易焼却炉やドラム缶などを使用した焼却が行われている事例があり、環境への影響が懸念されています。

## 課 題

市内に県の大気汚染常時監視測定局は設置されていないので、南魚沼市、長岡市などの観測結果を注視し、大気汚染監視を継続することが必要です。

アスベストの含有が判明した場合は、適正な管理を行っていく必要があります。吹き付けアスベストの除去工事の際には飛散の未然防止のため、法令による届出や適正な工事の実施のほか、その後の処理も適切に行う必要があります。

ごみの野焼きに伴い周辺への環境汚染が懸念されることから、野焼き禁止の周知徹底と野焼き行為者への指導を行う必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

自動車の排気ガスを低減するため、不要な急加速などを行わないエコドライブ を実施します。

日常生活で野焼きを行わず、廃棄物は分別のうえ指定された方法で適正に排出します。

稲わらは、土づくりに有効な資源であることから、水田へのすき込みを行います。

もみ殻は、有機センターを活用した堆肥化を行います。

もみ殻のくん炭を行うために野焼きが必要な場合でも、実施にあたっては周辺に十分な配慮をします。

### 【事業者の取り組み】

事業活動に伴い発生した廃棄物は、自らの責任で適正に処理をします。

自動車の排気ガスを低減するため、不要な急加速などを行わないエコドライブを率先して実施します。

周辺住民に迷惑をかける野焼き行為はしません。

アスベストを含有している施設を管理している事業者においては、法令等を遵守し、

#### エコドライブ

地球温暖化の要因の一つである二酸化炭素や大気汚染の原因の一つである自動車の排出ガスを減らすため、環境に配慮して自動車を運転すること。具体的には、アイドリングストップや一定速度での走行を心がけ、急発進や急停車をしないことなどがあげられる。

適正かつ速やかに必要な措置を行います。

### 【行政の取り組み】

県の実施している大気汚染常時監視測定局のデータ収集と監視を継続します。

野焼き行為が禁止されていることの周知を図ります。煙害などが発生した場合は、野焼き行為者へ指導を行います。

エコドライブの啓発など、広報紙や市ホームページにより必要な情報提供を行います。アスベストを含有している公共施設について、法令等を遵守し、適正かつ速やかに必要な措置を行います。



### 野焼き行為は、禁止されています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第16条の2において、野焼きは一部の例外を除いて、全面禁止されており、違反者には罰則が適応されます。

( 罰則:5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。)

また、未遂の場合でも罰せられます。



(例外規定)「廃棄物処理法」施行令 第14条より抜粋

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例外として認められている焼却でもできる限り代替措置を講ずるように心がけ、また、やむを得ず焼却を行う場合も、周辺環境への配慮が求められます。



## (2) 水質汚濁

### 現 状

市民アンケートの結果によると、「生活活動による水質汚濁が生じている」の問いに対しては17%が「生じている」と回答し、「工場などによる河川・湖沼などの汚染が生じている」の問いに対し、11%が「生じている」と回答しています。

本市では、中小河川を中心とした18河川21箇所の水質検査を実施しています。河川では、魚野川、佐梨川、破間川の3河川が環境基準のA類型と指定されており、また湖沼としては、奥只見湖が同じくA類型に指定されています。市内の中小河川は類型が指

定されていませんが、A類型の河川へ流入することから、それと同等程度の水質をめざすことが望ましいと考えられます。平成17年度から平成19年度においては、河川の汚濁状況を示す「BOD」が、A類型相当を超過したのは1回でした。

家庭からの生活雑排水については、下水道や合併処理浄化槽などの普及により、徐々に水質の改善が見られます。一方、平成17年から2年続きの大雪で、家庭及び事業所において、不注意や配管への落雪により灯油などの漏洩が相次ぎました。

#### 中小河川等における水質検査結果のうちBODの数値推移

(単位: mg/L)

No	調査地点	H17年度		H18年度		H19年度
		6月	11月	6月	11月	11月
1	大沢川	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
2	田河川	0.6	<0.5	0.9	<0.5	<0.5
3	田沢川	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
4	羽根川 (小出地内)	0.7	<0.5	0.6	<0.5	<0.5
5	羽根川 (広神地内)	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	0.6
6	袖八川	1.4	<0.5	1.1	<0.5	1.0
7	新堀川	1.4	0.7	1.0	<0.5	0.6
8	古川 (青島)	1.5	<0.5	1.0	<0.5	0.7
9	明神川	1.4	0.7	1.8	0.9	0.6
10	三用川	1.1	<0.5	1.1	<0.5	<0.5
11	橋場川	2.4	1.1	1.5	0.9	0.7
12	清水川	1.5	<0.5	1.0	0.8	1.3
13	日付川	0.6	<0.5	1.0	<0.5	0.6
14	小黒川	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	0.6
15	和田川	<0.5	0.5	0.8	<0.5	0.5
16	小屋柄川	<0.5	<0.5	1.2	<0.5	<0.5
17	一ツ橋川	<0.5	<0.5	0.9	<0.5	<0.5
18	破間川上流 (入広瀬地内)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9
19	破間川中流 (守門地内)	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	1.0
20	佐梨川上流(大沢)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
21	佐梨川上流(吉田)	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5

網掛けは、環境基準A類型(2mg/L以下)をあてはめた場合の超過を示す。

#### BOD

水質汚濁の汚染指標の一つで、水中の微生物が一定時間内に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数量。この数値が高ければ高いほど水中の有機物の量が多いことを示す。河川の汚濁には、BODでは現れない化学物質によるものもある。

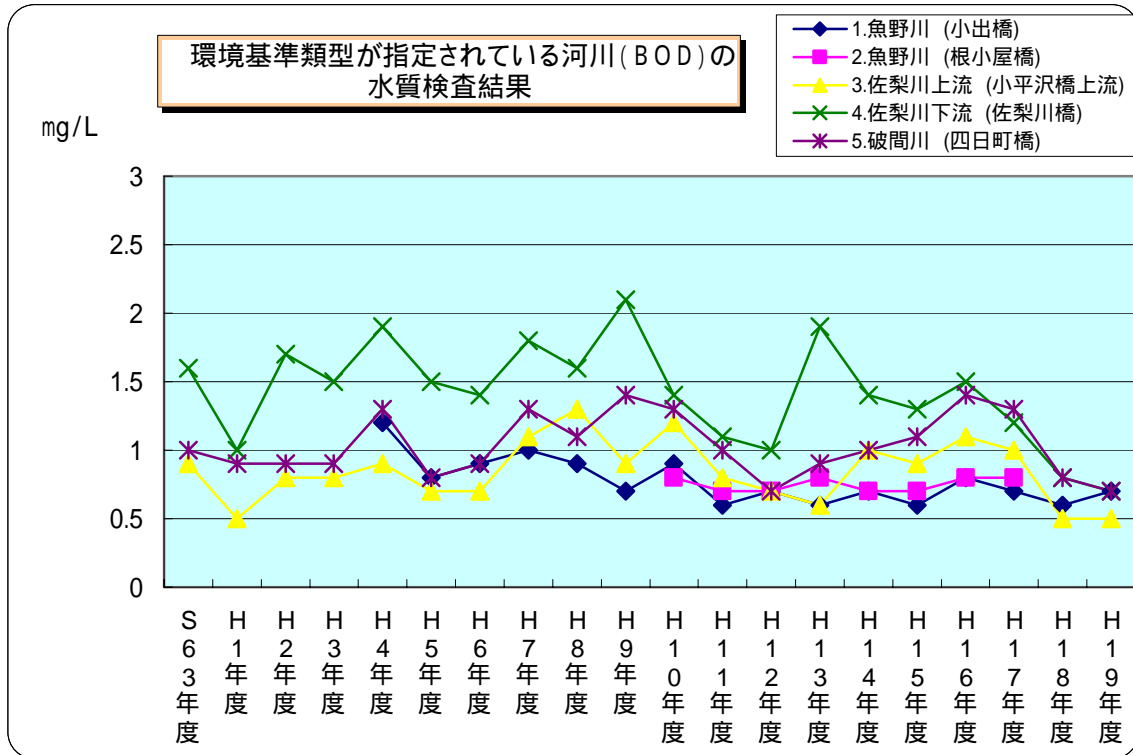
#### COD

BOD同様に、水質汚濁の汚染指標の一つで、水中の非酸化性物質を一定時間内に酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数量。この数値が高ければ高いほど水中の有機物の量が多いことを示す。BODとの相違は、有機物と無機物、両方の要求酸素量を表すことができる点、判定までの時間が短い点、である。

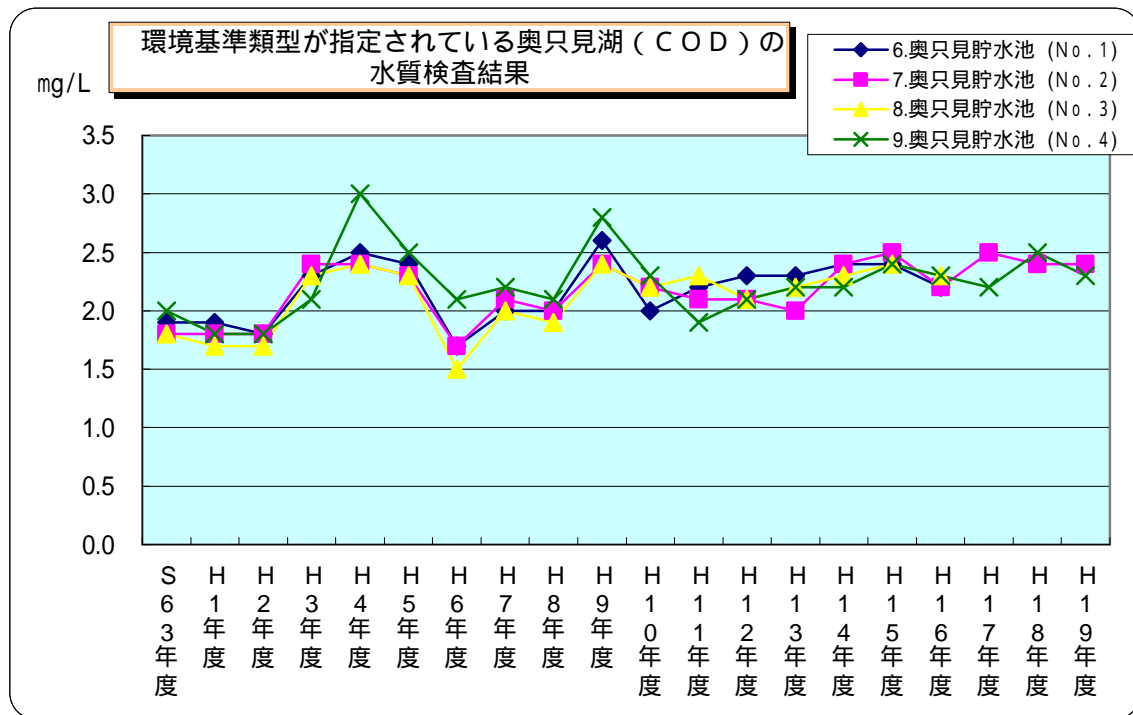
#### 合併処理浄化槽

各家庭に取り付ける污水处理装置のことで、生活排水を浄化して近隣の河川などに放流する。トイレの汚水(し尿)だけを処理する単独処理浄化槽と、風呂や台所の汚水(生活雑排水)も処理する合併処理浄化槽がある。しかし、単独処理浄化槽では生活雑排水を未処理のまま垂れ流すことになるため、2001年4月に廃止された。





公共用水域及び地下水の水質測定結果（新潟県）より



公共用水域及び地下水の水質測定結果（新潟県）より

## 課 題

河川の水質改善に最も有効である家庭からの生活雑排水の水質改善については、下水道整備地域や農業集落排水施設区域における下水道への接続の完了、中山間地域における合併処理浄化槽の整備などの対策を促進する必要があります。

削井工事に伴う流水の汚濁の苦情が起こっていることから、工事周辺地区に対し、十分な配慮をする必要があります。

冬期間における家庭からの灯油流出は、市民一人ひとりの心がけで予防することができるため、啓発活動を継続し、意識の向上を図ることが重要です。

環境保全型農業の推進に伴い、水質保全の観点から農薬や化学肥料の適切な使用、管理を行っていく必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

環境への影響を低減するため、農薬や化学肥料などは適正な使用を心がけます。家庭からの灯油流出が発生しないような対策を講じます。

### 【事業者の取り組み】

環境への影響を低減するため、農薬や化学肥料などは適正な使用を心がけます。

事業場内で、使用する化学物質などを適正に使用、保管、処理します。

削井工事などを行う場合は、水質汚濁防止のため排出水に十分注意します。

施設の管理を徹底して油類の流出が発生しないような対策を講じます。

### 【行政の取り組み】

国、県が実施している河川、湖沼、地下水などの水質検査結果により現状を把握します。

中小河川を中心とした水質検査を継続的に実施し、水質を監視します。

下水道、農業集落排水処理区域外では、状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への切り替えを啓発します。

油類流出などの突発的な事故に対し、迅速にします。

## (3) 騒音・振動

### 現 状

市民アンケートの結果によると、「交通機関による騒音・振動が生じている」の設問に対しては 29%が「生じている」と回答し、「工場などによる騒音・振動が生じている」の設問に対して 5%が「生じている」と回答しています。

本市では、騒音に係る環境基準による類型が指定されている地域において、毎年、環境騒音（住宅地中心）及び自動車騒音（道路に面した地域）の測定を行っていますが、一部の住宅地と国道17号に面した地域では夜間の値が環境基準を超過しています。

また、上越新幹線が通過している地域では、その測定値が騒音の基準を上回っており、近辺の住民から苦情が発生しています。

振動に関する苦情は、ほとんど発生していません。

### 環境騒音及び自動車騒音測定結果

単位：dB

地点番号	地域の類型			調査地点	H17年度		H18年度		H19年度	
	類型指定	区分	幹線交通を担う道路に近接する空間		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	A	一般地域		小出島 諏訪町	52	49	49	41	45	37
2	A	道路に面する地域		古新田 南新町	59	52	58	49	58	49
3	B	一般地域		佐梨 明神町	48	44	49	43	47	41
4	B	道路に面する地域		四日町 旭町	64	59	66	59	66	61
5	C	一般地域		小出島 南本町	58	52	58	52	58	52
6	C	道路に面する地域		佐梨 沢田	70	70	70	69	69	68

注1 網掛けは、環境基準を超過した箇所

注2 地点番号1は、H17とH18以降で測定地点が変更されています。

### (参考) 環境基準値 (dB)

時間 \ 類型		一般地域			道路に面する地域			
		A	B	C	A	B	C	幹線道路
昼間	6:00 ~ 22:00	55以下	60以下	60以下	60以下	65以下	70以下	70以下
夜間	22:00 ~ 6:00	45以下	50以下	55以下	55以下	60以下	65以下	65以下

### 新幹線騒音測定結果

単位：dB

調査地域名	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
長屋(堀之内)	72	72	73	75	75

新幹線騒音振動対策関係市町村連絡会議資料(新潟県)

## 課 題

環境基準を上回る地域については、引き続き騒音の状況を注視し、対策に向けての検討資料として精査する必要があります。  
事業活動に伴う騒音・振動を最小限にとどめるよう機械設備や重機などの稼働方法の改善に努めるなど、近隣住民に配慮した暮らし方や産業活動を心がける必要があります。



## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

日常生活で発生する騒音・振動は周辺環境への影響に配慮します。  
車への過度な依存を再考し、公共交通などの利用に努めます。

### 【事業者の取り組み】

騒音・振動が発生するような車両の運転をしないよう努めます。  
事業場や建設現場などからの騒音・振動対策を十分に行い、周辺環境への影響に配慮します。

### 【行政の取り組み】

騒音・振動対策は、現状の実態把握に努めます。  
騒音・振動の苦情相談が生じた場合は、必要に応じて県と連携しながら迅速な対応を行います。

## (4) 悪 臭

### 現 状

市民アンケートの結果によると、「畜舎などからの悪臭が生じている」の問いに対しては 32%が「生じている」と回答し、「工場などからの悪臭が生じている」の問いに対し 5%が「生じている」と回答しています。

市民から寄せられる悪臭に伴う苦情は、野焼きによるもの、もみ殻のくん炭によるもの、田畑にまいた堆肥から発生するもの及び養豚場など畜舎からのものです。悪臭は、臭覚に直接訴え、状況によっては目やのどに痛みなどが生じる場合があります。また、生活様式の変化に伴い悪臭に対する個々の許容限度に違いが生じていることから、今後とも注視する必要があります。

本市には畜産関連の施設が数箇所あり、養豚農家では、長年にわたり様々な臭気対策を講じ、行政も立ち入り調査、監視、指導を行ってきましたが、決定的な解決策は見いだしていないのが現状です。

### 養豚場臭気測定結果

	調査箇所								
	養豚団地A			養豚団地B			養豚団地C		
	H18年度	H19年度	H20年度	H18年度	H19年度	H20年度	H18年度	H19年度	H20年度
天候	くもり	くもり	くもり	くもり	くもり	はれ	くもり	くもり	はれ
気温( )	29.3	29.4	24.9	29.3	29.0	24.9	29.0	28.0	25.0
湿度(%)	67	50	71	67	50	71	55	64	71
風向	南	西	西南西	南南西	静穏	西南西	南南西	北西	西
風速(m/s)	0.4未満	1.2	1	0.6		2.6	1.8	2.0	2.7
臭気指数	22	26	19	17	15	15	19	17	14

注1 現在市内に悪臭防止法規制地域はありません。

注2 悪臭防止法による基準(許容限度)指数は、居住・商業地域においては「10」、準工業地域は「12」となっています。

## 課題

野焼きの禁止の徹底を図り、田畑の堆肥は早期にすき込むよう指導する必要があります。

養豚場などの悪臭発生源に対する継続的な監視や検査(測定)を継続する必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

悪臭を発生する野焼きは行いません。

もみ殻のくん炭を行う際には、周辺環境に十分な配慮をします。

畜糞の堆肥を田畑に施肥する場合は、早期にすき込みを行います。

### 【事業者の取り組み】

悪臭を発生する野焼きは行いません。

畜糞の堆肥を田畑に施肥する場合は、早期にすき込みを行います。

事業場からの臭気対策を十分に行い、周辺環境への影響に配慮します。

臭気への苦情相談が生じた場合は、迅速な対応を行います。

### 【行政の取り組み】

悪臭の苦情相談が生じた場合は、必要に応じて県と連携しながら迅速な対応を行います。

臭気測定をしてきた養豚場については引き続き測定を実施し、状況の把握とともに、必要な助言、指導を行います。

有機センターによる家畜排泄物の堆肥化を推進します。

## (5) 地下水汚染・土壌汚染

### 現 状

塩素系有機溶剤 は、ドライクリーニング用洗浄剤や機械部品などの脱脂洗浄剤として広く用いられ、これらを含む排水が地下に浸透することにより、地下水汚染を引き起こす原因の一つにあげられています。市内における県のモニタリング測定結果などを監視しています。

また、土壌汚染が発生した場合は、汚染物質が除去されるまで関係機関と連携をとり対処する体制づくりを行っています。

### 課 題

地下水汚染・土壌汚染に係る事業所などに対する監視体制を充実させる必要があります。

井戸水を飲用に供している場合、地下水は常に移動していることを考慮し、各人が井戸の水質管理を行っていく必要があります。

環境保全型農業の推進と土壌汚染防止の観点から農薬や化学肥料の適切な使用、管理を行っていく必要があります。

### 施策の方向

#### 【市民の取り組み】

除草剤などの農薬や化学肥料は適正な使用を心がけます。

不要となった農薬などは埋め立てせずに適正な処理を行います。

#### 【事業者の取り組み】

除草剤などの農薬や化学肥料は適正な使用を心がけます。

事業場内で使用する薬品などは埋め立てせずに適正に使用、保管、処理を行います。

#### 塩素系有機溶剤

分子構造の中に塩素を含む有機物質で、溶剤として用いられるものをいう。環境中に排出されると有害性が高いうえに分解されにくいいため、問題視される。また、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、動物実験結果からガン誘発物質であることが分かってきた。

経済活動から生じた汚水などが、地下浸透しないよう適正な管理と処理を行います。

#### 【行政の取り組み】

国、県が実施している河川、湖沼、地下水などの水質検査結果により現状を把握します。

県のモニタリング測定結果などを注視しながら、今後も継続的に監視していきます。農薬や化学肥料を極力抑制し、有機堆肥の使用を推進します。

### (6) 地盤沈下

#### 現 状

消雪用として大量の地下水を汲み上げると地盤沈下が起きるおそれがあります。湯之谷地域においては、市条例により地下水の採取に規制があります。

#### 課 題

過剰揚水の抑制やその他の融雪装置への切り替えなど、消融雪対策としての地下水活用の依存度を下げていくことが必要です。

#### 施策の方向

#### 【市民の取り組み】

地下水の適正利用に努めます。

#### 【事業者の取り組み】

地下水の適正利用に努めます。

駐車場を設置する際は、透水性の舗装にするなど、地下水の涵（かん）養を推進します。

#### 【行政の取り組み】

地下水保全対策として、地下水以外の消融雪対策の推進や雨水の地下浸透の重要性の啓発など地下水の涵（かん）養を推進します。

## (7) 有害化学物質

### 現 状

私たちの快適な生活を支える電化製品や生活雑貨などには多種多様な化学物質が使われていることから、廃棄する際にはそれらを適切に処理する必要があります。

ごみの野焼きなどにより、環境や人体、動植物などへ甚大な影響をもたらすと懸念されているダイオキシン類 など環境ホルモン と呼ばれる物質が排出されるおそれがあります。

エコプラント魚沼で排出されるダイオキシン類などの測定結果は、いずれも規制値以内となっています。

エコプラント魚沼のダイオキシン類測定結果

		規制値	H17年度	H18年度	H19年度
排出ガス	(A系炉)	5ng-TEQ/m <sup>3</sup>	3.1	2.1	2.1
	(B系炉)		3.4	4.6	2.7

### 課 題

ダイオキシン類の発生を抑制するため、野焼きに対する監視を引き続き行うことが必要です。

高濃度PCB 廃棄物を保管している事業者は、平成 28 年度までに処理することが義務付けられています。

### 施策の方向

#### 【市民の取り組み】

ダイオキシン類の発生を抑制するため、プラスチック類の適正分別に努めます。

#### ダイオキシン

非常に強力な毒性を持つ物質で、環境ホルモンの一つ。有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。日本では、ごみの焼却炉からの排出が8~9割を占めるといわれている。

#### 環境ホルモン

正式には外因性内分泌攪乱化学物質という。内分泌攪乱物質などと省略することも多い。環境中にある物質が体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱す(攪乱する)という意味で、環境ホルモンと通称される。

#### PCB

有機塩素系の非常に安定した化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性に優れ水に溶けないという性質を持っており、トランスやコンデンサーなど電気製品の絶縁体から熱媒体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われている。



### 【事業者の取り組み】

有害化学物質の管理を継続的に行うとともに、適正な排出に努めます。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、化学物質の保有状況や排出量など環境影響についての把握を行い、適切な管理と排出量の削減に努めます。

### 【行政の取り組み】

エコプラント魚沼からの排出ガス、焼却灰に含まれるダイオキシン類の濃度を継続的に監視します。

ごみ最終処分場跡地について、地下水の水質を継続的に測定し、監視します。

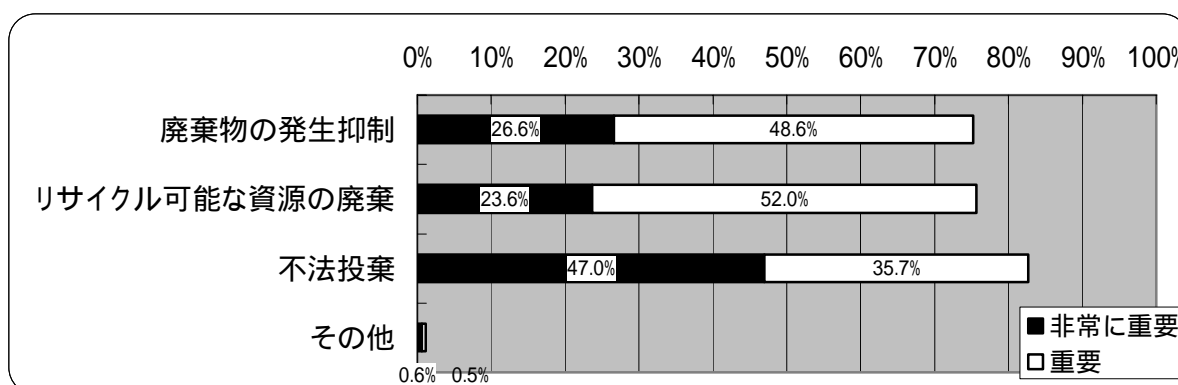
## ( 8 ) 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されるものを除く）をいう」と定義されています。

廃棄物は、その発生形態や性状の違いから産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、それぞれの処理責任と処理方法が区分されています。

市民アンケートの結果によると、将来へ向けた環境の取り組みとして、“クリーンなまち「うおぬま」”に対して重点を置くべき項目として、「不法投棄」、「リサイクル可能な資源の回収」、「廃棄物の発生抑制」に対し強い関心が示されています。

魚沼市の環境基本計画を策定する上で、あなたはどのような項目(生活環境関連)に重点をおくべきだと思いますか？



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）

有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定された。第一種に指定された物質については、事業者等が情報の届出・集計・公表などを行い、都道府県を経由して国に収集、集計される。届出データは、その他の発生源（家庭、農地、自動車など）からの排出量と併せて公表される。

## 産業廃棄物

### 現 状

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物で、「燃え殻」、「汚泥」など 20 種類に分類をされています。また、廃棄物の処理は、排出者の責任であることを原則に自己または許可業者への委託により行われています。

### 処理業者数

本市には、70 社（平成 20 年 2 月 29 日現在）の産業廃棄物処理業者があり、それぞれ適正な廃棄物処理を行っています。

- 収集運搬業者 . . . . . 62 社
- 中間処理業者 . . . . . 8 社

### 市の受け入れ

市は、産業廃棄物の性状や量が一般廃棄物の処理に支障を及ぼさないことを条件に、小規模事業者に限って受け入れています。

### 市の処理数量

小規模事業者が搬入する産業廃棄物のうち、市がエコプラント魚沼で処理している量は下表のとおりです。

### 産業廃棄物のエコプラント魚沼搬入量推移

(単位：t)

年度	動植物性 残渣	繊維・廃 プラ・紙	木くず	汚泥	医療系 廃棄物	建築廃材	グリース トラップ	合計
14	1,167 (37%)	399 (13%)	161 (5%)	1,258 (39%)	180 (6%)	-	-	3,165 (100%)
15	1,080 (30%)	374 (10%)	159 (4%)	1,795 (49%)	211 (6%)	11 (1%)	-	3,630 (100%)
16	1,007 (25%)	372 (9%)	133 (3%)	2,058 (50%)	266 (6%)	119 (3%)	155 (4%)	4,110 (100%)
17	899 (19%)	416 (9%)	148 (3%)	2,677 (57%)	287 (6%)	130 (3%)	156 (3%)	4,713 (100%)
18	655 (17%)	346 (9%)	140 (4%)	2,045 (54%)	293 (8%)	143 (4%)	164 (4%)	3,786 (100%)
19	817 (21%)	267 (7%)	101 (3%)	2,123 (54%)	302 (8%)	112 (3%)	148 (4%)	3,870 (100%)

### 課 題

県では産業廃棄物の不法投棄や不適切保管などに対して、管内に産業廃棄物巡視員

を配置してパトロールを強化しています。本市においても依然として不適切保管事例が見られ、その対応が課題となっています。

## 施策の方向

### 【事業者の取り組み】

事業活動において排出される廃棄物の処理は、法制度を遵守し適正な処理を行います。

各種リサイクル法 に基づき適正な分別と処理で再資源化を推進します。

産業廃棄物の3R 運動の推進により減量化を図ります。

行政の行う不法投棄物の回収作業やその適正処理に協力します。

エコアクション21などの環境マネジメントシステムを活用し、廃棄物の適正処理に係る仕組みを構築します。

### 【行政の取り組み】

産業廃棄物の処理方法や受入先の紹介など適正処理を指導し、不法投棄ゼロをめざします。

産業廃棄物の不法投棄がある現状の中で、県の監視パトロールと連携して適性排出を推進します。

産業廃棄物の不適切保管事例に対して、県と連携して指導していきます。

農業者の農業関連資材や建築業者からの建築廃材の適性な排出を図るため、啓発活動と管理指導を推進します。

有機センターなどのバイオマス 関連施設を活用し、食品加工業などから排出される食物残渣や畜産業からの畜糞を資源としての再利用を推進します。

「新潟県優良リサイクル事業所」認定制度の活用を推進します。

## 一般廃棄物

### 現 状

一般廃棄物として排出されるごみの処理は、エコプラント魚沼で実施しています。市のごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装ごみ、(ペットボトル、白トレイ、その他プラスチック)、古紙類(飲料用紙パック、段ボール、紙箱・紙袋・包装紙、新聞

#### 各種リサイクル法

資源、廃棄物などの分別回収や再資源化、再利用について定めた法律のこと。主として以下に掲げる法律がある。

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(略称:容器包装リサイクル法)
- ・特定家庭用機器再商品化法(略称:家電リサイクル法)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(略称:建設リサイクル法)
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(略称:食品リサイクル法)
- ・使用済自動車の再資源化等に関する法律(略称:自動車リサイクル法)

#### 3R

リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用、の3つの頭文字をとったもので、廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。

紙、雑誌・本・チラシ・<sup>ざつかみ</sup>雑紙、シュレッド済紙）大型ごみの12分別となっています。

市民によって分別されたごみは、できる限りリサイクルすることを基本として、焼却や埋め立ては最小限に抑える努力をしています。

燃やせないごみのうち、ビン類は色ごとに分別し、缶類はアルミ、スチールの素材ごとに分別し、リサイクルされています。

搬入実績の推移は、平成7年のごみ処理の有料化が始まった時点で大幅に減少したものの、その後平成17年まで増加傾向が続きました。施設では不法投棄物の処理も引き受けていますが、件数、量とも横ばい状態となっています。また、周辺自治会との協調体制により施設周辺の環境美化に努めています。

平成19年度 エコプラント魚沼のごみ質等分析結果

項 目		規制値	分析結果
ごみの種類 組 成	紙類 %	-	62.0
	ビニール・ゴム・皮革類 %	-	10.4
	木・竹・わら類 %	-	3.8
	厨芥類 %	-	21.6
	不燃物類 %	-	0.4
	その他 %	-	2.0
単 位 容 積 重 量	kg/m <sup>3</sup>	-	152.0
ごみの成分	水分 %	-	61.5
	灰分 %	-	4.4
	可燃分 %	-	34.1
焼却残渣	熱酌減量 %	10 以下	0.1 未満
排出ガス	ばいじん g/m <sup>3</sup>	0.15	0.01 未満
	硫黄酸化物 m <sup>3</sup> /h	94	1.0 未満
	窒素酸化物 m <sup>3</sup> /h	250	65.0
	塩化水素 mg/m <sup>3</sup>	700	6.4
	ダイオキシン類 ng-TEQ/m <sup>3</sup>	5	A系炉 2.1 B系炉 2.7

ごみ質4回/年、排出ガス6回/年、焼却残渣12回/年、ダイオキシン類1回/年測定の平均値です。

市民アンケートの結果によると、「リサイクル可能な資源の廃棄について」に対して、32%の方が「問題が生じている」と答えています。本市の消費者協会では自主的にリサイクルハウス を活用し、まだ使用できる机やタンスなどの再使用を図る運動などを展開しています。

本市の一般廃棄物の最終処分は、山形県米沢市内の最終処分場エコポートで行っていますが、本市独自の最終処分場の建設について検討をしています。市内の旧最終処分場は、地下水の水質検査を実施し、適正な事後管理を行っています。

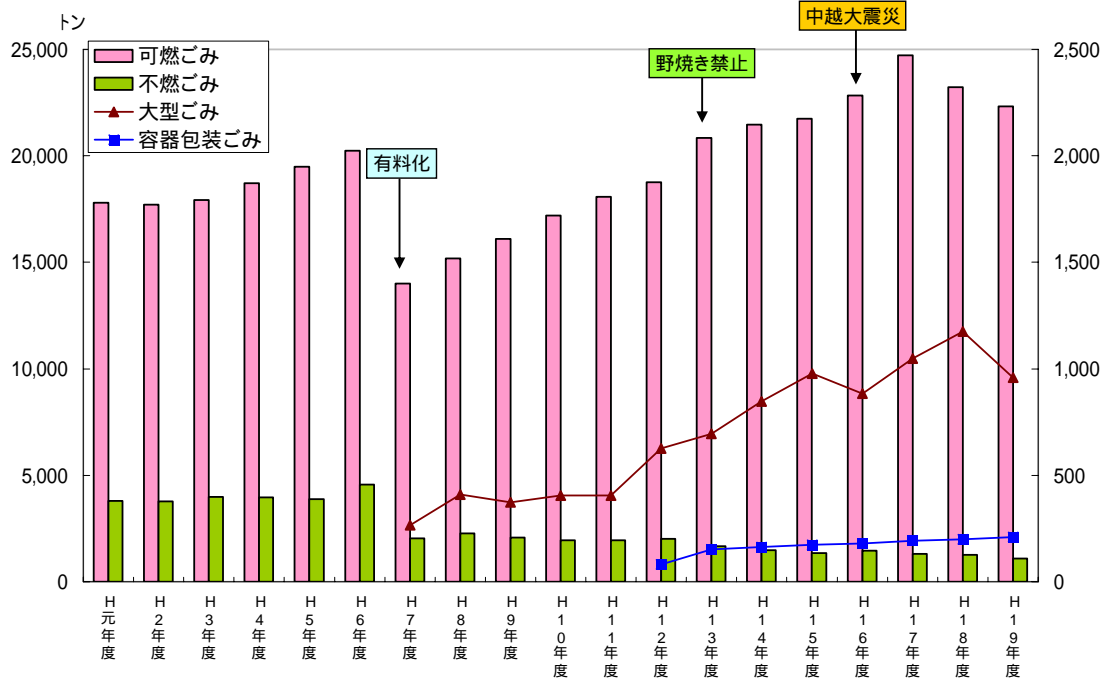
バイオマス

動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際に出る残りがすなどを原料としてエネルギーを生み出すこと。

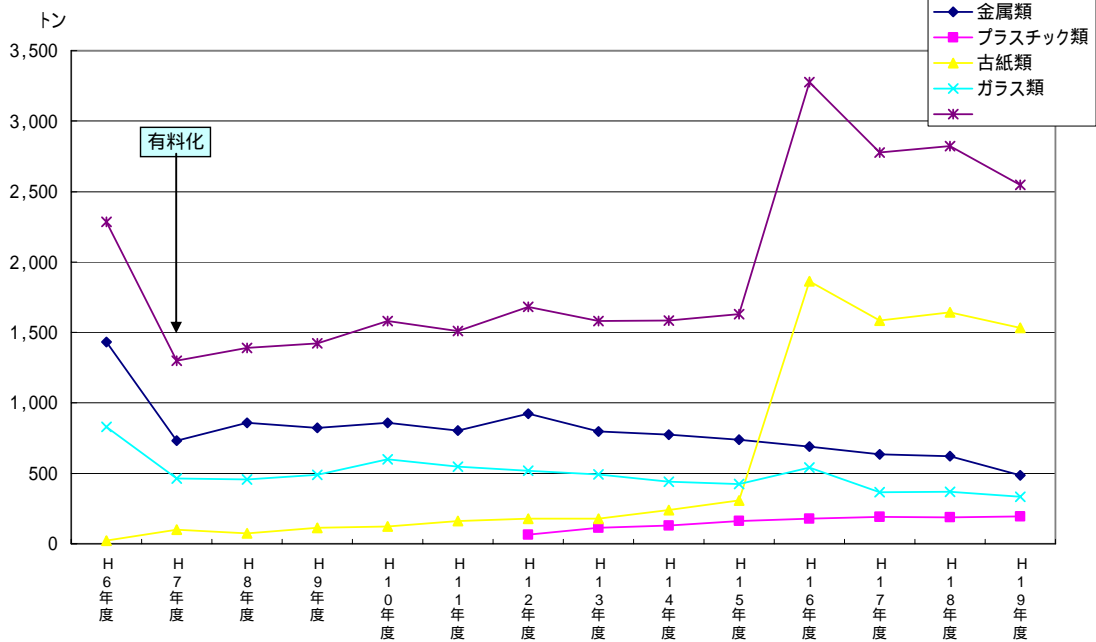
リサイクルハウス

エコプラント魚沼の同一敷地内にある施設。再生品の展示、販売等のリサイクルバザー事業を行っている。

### ごみ処理業務搬入量の推移



### 資源化物の搬入量推移



平成16年度から古紙類の民間委託分を算入

## 課 題

循環型社会の構築へ向けて、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの排出抑制、再利用、再資源化の3 R運動の取り組みを推進する必要があります。

ごみ処理に関しては、分別収集の徹底を図るとともに、最終処分場の確保も課題となっています。

廃棄物収集施設（ごみステーションなど）の管理については、自治会との協調体制により環境美化を推進する必要があります。

### 識別表示マーク

「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づいて表示される、分別回収を促進するためのマークです。

この法律で指定表示製品に指定されているアルミ缶、スチール缶、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、小形二次電池、塩化ビニル製建設資材については、消費者が容易に分別できるよう、材質や成分その他分別回収に必要な事項を、マーク等の決められた様式で表示することが義務付けられています。

（表示例）

	アルミ缶		紙製容器包装
	スチール缶		プラスチック製容器包装
	PETボトル		

### その他のマーク

法的な表示義務はありませんが、リユース・リサイクルを進めるために業界団体等が製品の素材や回収ルートがあることを表示するマークがあります。

（表示例）

	アルミなし紙パックに付けられるマーク。		日本ガラスびん協会が認定するリターナブルガラスびんに付けられるマーク。
	段ボールに付けられるマーク。我が国では、シンボルの周辺に、1行又は2行、あるいはシンボルに沿った形で、「ダンボールはリサイクル」と併記されている。また、容器包装リサイクルに対象となる段ボールを対象に、業界団体において識別表示に使用している。この場合、シンボル周辺（シンボルの上部又は下部、あるいは右側）に「ダンボール」と併記されている。		メーカー、ブランドに関係なく携帯電話、PHSの本体、充電器、電池を回収している店を表すマーク。
			18リットル缶に付けられるマーク。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

ごみを出さない生活スタイルに取り組みます。

家庭ごみの減量化をすすめる中で、「マイバック・マイ箸・マイ椀運動」などの日常的な取り組みを推進します。

エコマークなどの環境ラベル認定商品を積極的に購入し使用します。

容器包装プラスチックなどの分別を徹底し、廃棄物発生量の削減を図ります。

### 【事業者の取り組み】

ごみを適正に分別し、資源化を推進します。

使い捨て製品や過剰包装を極力止め、長く使える製品を製造、販売します。

エコマークなどの環境ラベル認定商品を積極的に購入し使用します。

事業活動の各段階で、できる限り廃棄物の発生を抑制する体制を構築します。

レジ袋や包装材料の使用量削減を推進します。

ごみを出さない生活と生産スタイルの提案や情報提供などを積極的に展開します。

### 【行政の取り組み】

市一般廃棄物処理基本計画及び市分別収集計画に基づき、適正なごみの処理、処分を推進するほか、ごみの減量化推進事業（3R運動など）を推進します。

生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機器の購入者への補助制度を継続し、分別推進モデル事業など試行的事業を実施することで、今後の施策方向を探ります。

戸別収集方式から集積所方式への転換のための廃棄物収集施設の新規設置を推進します。

有機センターなどのバイオマス関連施設の活用により、畜糞や生ごみの堆肥化を推進し土壌還元をめざします。

ごみ減量化の出前講座等、学習機会の提供を推進します。

市の一般廃棄物の最終処分は、当分の間、民間委託で行いますが、市独自の最終処分場の建設について、長期的、広域的な対応と財政調整を踏まえて調査及び検討を行います。

市内の旧最終処分場は、その適正管理と災害時などにおける災害廃棄物などの一時保管場とするなどの活用を図ります。

## 一般廃棄物（し尿処理）

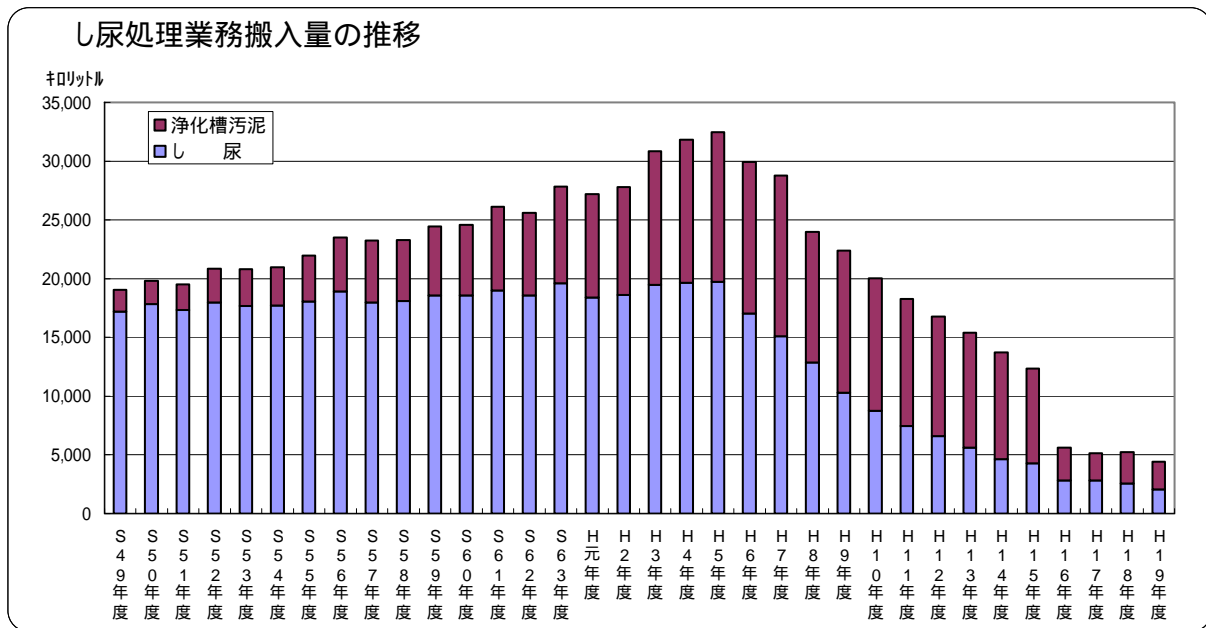
### 現 状

現在のし尿処理体制は、小出郷クリーンセンターを休止したため、平成16年4月から南魚沼



ごみの分別出前講座

市に処理を委託していますが、下水道整備の進展により、その処理量は減少しています。



## 課 題

下水道の整備により、し尿の汲み取り量は減少していますが、収集業務は必要なことから、収集体制の維持が課題となっています。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

し尿の計画収集に協力するとともに、下水道へのつなぎ込み及び合併処理浄化槽への切り替えに向けて対応します。

### 【事業者の取り組み】

し尿汲取り量が減少する中、収集運搬事業者は、業務転換を含めて経営の合理化をすすめます。

### 【行政の取り組み】

し尿汲取り量が減少する中、収集体制を確保するとともに収集運搬業者との協議にも対応します。

## 不法投棄対策

### 現 状

ごみの不法投棄は、道路脇や河川敷などへの空き缶やタバコの吸い殻などのポイ捨て



から、人里離れた山間地などへの大量投棄など、依然として絶えない現状です。市民アンケート結果によると、不法投棄、ごみの散乱について44%の方が「問題が生じている」と答えています。



依然絶えない不法投棄

## 課 題

不法投棄は、環境汚染はもとより、廃棄物処理の公平性、景観・美観の観点からも許すことはできません。県、警察機関、関係自治団体と連携して、廃棄物処理の受け入れ先を紹介するなど適性処理を促していますが、今後も不法投棄の根絶をめざして監視や啓発活動を強化する必要があります。

不法投棄現場の土地所有者や管理者、さらには自治会と連携した回収作業を推進する必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

ごみや空き缶などはポイ捨てせず持ち帰り、不法投棄はしません。

商品を購入するときは必要性を考慮し、不要となったときは、再利用、再資源化に配慮します。

家庭から生じた廃棄物は、分別を徹底し、指定された日に廃棄物収集施設へ適正排出します。

### 【事業者の取り組み】

不法投棄はしません。

ごみを分別し、適正な処理を行います。

市が行う啓発活動に参加します。

### 【行政の取り組み】

啓発活動を強化して不法投棄の未然防止に努めます。

不法投棄の早期発見、早期対応を図るため、環境監視員等によるパトロールを行います。

不法投棄者を特定した場合には、投棄物の回収、現状回復措置を指導するとともに、法令に基づき関係機関に通報するなど、再発防止に努めます。

各種リサイクル法で定められた資源化物の適正処理指導と啓発活動を強化推進します。

## 不法投棄は、禁止されています。

依然、根絶されない不法投棄事案に対応するため、法律がたびたび改正されてきました。

### ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(省略)

不法投棄の未遂の場合でも罰せられます。



## 環境美化運動

### 現 状

魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例を平成 17 年 4 月に施行し、空き缶やタバコの吸い殻、犬猫などのふんなどを対象としてポイ捨て防止対策を実施しています。しかし、依然として犬の散歩時にふんを持ち帰らないケース、食べ終わった弁当箱などをそのままポイ捨てするような行為等、市民からの苦情が増えています。

本市では毎年、環境美化及び空き缶などの散乱防止対策事業の実効性の確保のため、道路や河川などを対象に、春と秋を概ねの実施時期として、自治会、老人クラブなどの協力により地域環境美化運動を行っています。また、春と秋に限らず、自主的な環境美化に努めている地域が多数あり、これらの参加者は延べ 1 万人に上っています。

### 課 題

魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例の趣旨に基づき、環境美化に向けた取り組みを推進する必要があります。

ごみのポイ捨て防止や適正な処理に向けて、消費者の意識啓発を推進する必要があります。



道路脇の側溝へのポイ捨て

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

ごみのポイ捨てはしません。

公共の場所などで飼い犬などがふんをした場合は、飼い主が直ちに回収し、持ち帰ります。

自主的な環境美化に努めます。

### 【事業者の取り組み】

ごみのポイ捨てを防止するため、消費者の意識啓発、回収容器の設置などに取り組みます。

自主的な環境美化に努めます。

### 【行政の取り組み】

地域環境美化に向け、必要な施策を実施します。

市民、事業者などへの意識の啓発を図ります。

魚沼市ごみの散乱及びふん害防止条例の趣旨に基づき、環境美化に向けて一層の取り組みを推進します。



環境美化運動

### 3 快適環境

#### 基本方針3 うるおいのある快適環境をつくります

きれいな水辺やさわやかな緑とふれあう中で暮らしやすくうるおいのあるまちづくりをみんなですすすめます。

#### 目標達成のための環境指標

指 標 項 目		単 位	H19年度 現況値	H27年度 目標値
<b>3 快適環境</b>				
・ 都市公園等の施設数	奥只見レクリエーション都市公園(県営)	箇所	5	
	都市公園(市営)	箇所	10	
	農村公園(市営)	箇所	16	
	その他(市営)	箇所	24	
・ 市指定文化財件数(天然記念物を除く)		件	76	

(注) 目標値の斜線は、維持・改善をめざすことを表す。

#### (1) 水辺環境

##### 現 状

本市は、本編「自然環境」でも触れているように、多くの清流河川や湖沼、水路等を有し、それらの水辺環境は、多様な水生生物を育むとともに、生活や産業、文化などに多くの恵みを与えてきました。

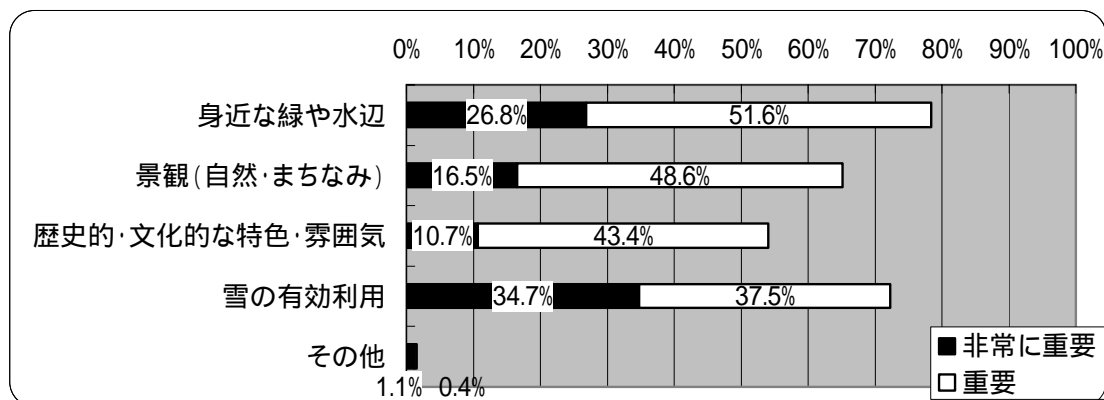
自然豊かな水辺とその景観は、人々に憩いとやすらぎを与える大切な空間となっていて、市民アンケートの結果においても、水辺環境の整備と保全には大きな関心が寄せられています。

一方で、かつての自然環境への配慮が欠ける治水事業や、水路改良が行われた結果、水生生物がすみにくくなった場所が存在します。

現在の上水道が整備される前は、集落や山間部の耕作地周辺に大小多数の湧き水、一般にいう清水が存在していました。生活様式の変化とともにこの活用形態も、飲用主体から農業用水や生活用水としての利用に代わってきています。また、耕作放棄地を中心に、水源地が荒廃している所も少なくありません。

国では「全国名水百選」、県は「新・新潟県の名水」として清水を広く紹介し、その保全に努めています。

魚沼市の環境基本計画を策定する上で、あなたはどのような項目(快適環境関連)に重点をおくべきだと思いますか？



## 課題

本市では、尾瀬の湿原や奥只見湖をはじめとする自然公園内の水辺が観光振興に大きな役割を果たしていることから、市民、事業者、行政に加えて観光客などと一体となった環境保全活動のさらなる継続とその推進を行う必要があります。集落や市街地を流れる河川やため池、湖沼では、地域住民の水辺に親しむ活動と連携し、河川環境や水質の改善を図り、自然景観や生態系に配慮した安全で快適な水辺を創り出していく必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

水辺を大切にし、うるおいと憩いの場として活用します。  
身近な水辺の保全活動に積極的に参加します。

### 【事業者の取り組み】

水辺環境の保全活動と利用者へのルールやマナーの徹底に関する啓発活動を推進します。



川で遊ぶ子どもたち

### 【行政の取り組み】

自然公園をはじめ、湖沼や中小河川の水辺について、関連事業者と利用者への環境保全に関するルールやマナーを徹底するよう指導を行います。  
国、県と連携して災害にも強い水辺環境整備を推進します。  
清水を調査し、その活用と保全を図ります。

## ( 2 ) 緑と公園

### 現 状

本市は、尾瀬国立公園や越後三山只見国定公園をはじめとする緑豊かな山々に囲まれています。行政は、これらの山々を各種の自然公園や保全地域に指定してその保全に努めています。

また、都市公園として、市内には、国、県が連携して整備した奥只見レクリエーション都市公園が5箇所、市が整備した都市公園が12箇所、農村公園が6箇所、その他の公園が24箇所あり、このほかにも自治会が管理する公園が整備されています。花壇の手入れなど公園の維持管理には、地域の利用者をはじめ自治会や老人クラブなどの皆さんから協力を得ています。

公園以外にも、市民の各家庭における花壇整備や庭木の植樹活動、商店や工場などの事業所においても緑地保全に取り組み、緑豊かなまちづくりの大きな原動力となっています。

里山は、かつては薪炭林として、資源エネルギーの中心でありましたが、化石燃料の普及により現在はその利用はほとんどなくなりました。しかし、里山は今でも春の山菜や秋のキノコなどが家庭の食卓を飾るほか、多くの水を涵養し、山里に豊かな水を供給する機能も有しています。また、四季の変化を日頃の生活の中で感じとり、森林浴、巨木・珍木の観賞など市民の楽しみ場所として私たちの暮らしを豊かにしてくれています。

### 課 題

本市における都市公園や広場は、類似の自治体と比較して、その数や整備の内容とも充実しています。浅草山麓エコ・ミュージアムなども含めて、親しみながら学習できる場がたくさんあり、これらの施設をさらに活用していくことが必要です。

公園や広場は、災害時には避難場所として使えるよう整備していくとともに、地域の公園として市民ボランティアや自治会活動により、安心して安全な緑と憩いの場づくりに知恵と力を合わせていく必要があります。

緑豊かな山々と森林は、豊富な水資源を蓄える天然ダムの役割も果たし、水道水源や生活用水としても利用されていることから、水源地として保全していく必要があります。

里山の多くは、昭和40年代後半以降、放置されたままの状態が続いているため、当時とはその様相が大きく変化してきていることから、動植物の生態も変化しているほか、市民の暮らしを守るための整備を必要とする場所も出てきています。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

自然公園や森林、山林の環境保全に関するルールやマナーを守るよう努めます。  
市民の暮らしや生産・経済活動の身近にある緑地、公園、里山などは、事業者や自治会と連携してその保全管理に努めます。  
花いっぱい運動に参加し、協力します。

### 【事業者の取り組み】

公園や里山の緑地環境の保全活動と利用者へのルールやマナーの徹底に関する啓発活動を推進します。  
花いっぱい運動に参加し、協力します。

### 【行政の取り組み】

関連事業者や利用者などに対し、自然公園や森林、山林への環境保全に関するルールやマナーを徹底するよう指導を行います。  
県と連携して設置運営している浅草山麓エコ・ミュージアムの活用を推進します。  
市民の暮らしや生産・経済活動の身近にある緑地や公園、里山などは、事業者や自治会と連携してその保全管理に努めます。  
国、県と連携して災害にも強い公園環境整備に努めます。  
花いっぱい運動を推進します。



花いっぱい運動



上原コスモス園

## (3) 雪との共生

### 現 状

市総合計画の基本構想「生活・都市環境」の基本目標では、「暮らし再発見 雪のくにまちづくり」を掲げ、「先人たちが残した雪国の暮らし方を再発見しながら、新しい時代に適応し、環境にやさしくだれもが安心して住めるまちづくりをすすめます」と

しています。また、都市計画マスタープランでは、「魚沼らしさを活かす」をベースに「雪とともに持続的発展するまちづくり」を目標に掲げ、「冬期間の生活環境の改善と雪を利活用するアイデアを検討しながら住みやすさを追及する」としています。

雪は、自然公園指定地域内はもとより、美しい魚沼市の山河の形状景観を創り上げてきました。本市は、国内有数の豪雪地として広く知られているところですが、この雪による恩恵は、計り知れないものとなっています。

雪がもたらす恩恵や効果として、水力発電があげられます。その規模は、9箇所の発電所で約67万キロワットの発電量を誇ります。また、ダム湖は関連施設を含め、四季を通した観光ポイントとなっています。

雪を直接活用しているものとしては、市内に点在するスキー場があり、それぞれ冬期間の観光やスポーツ振興の拠点として地域に貢献しています。雪を活用したイベントや行事も多彩です。古くから行われている行事や神事で、鳥追い、さいの神など、近年ではスキーカーニバル、国際雪合戦など地域コミュニティや観光事業として地域の活性化に貢献しています。



スキーカーニバル



国際雪合戦

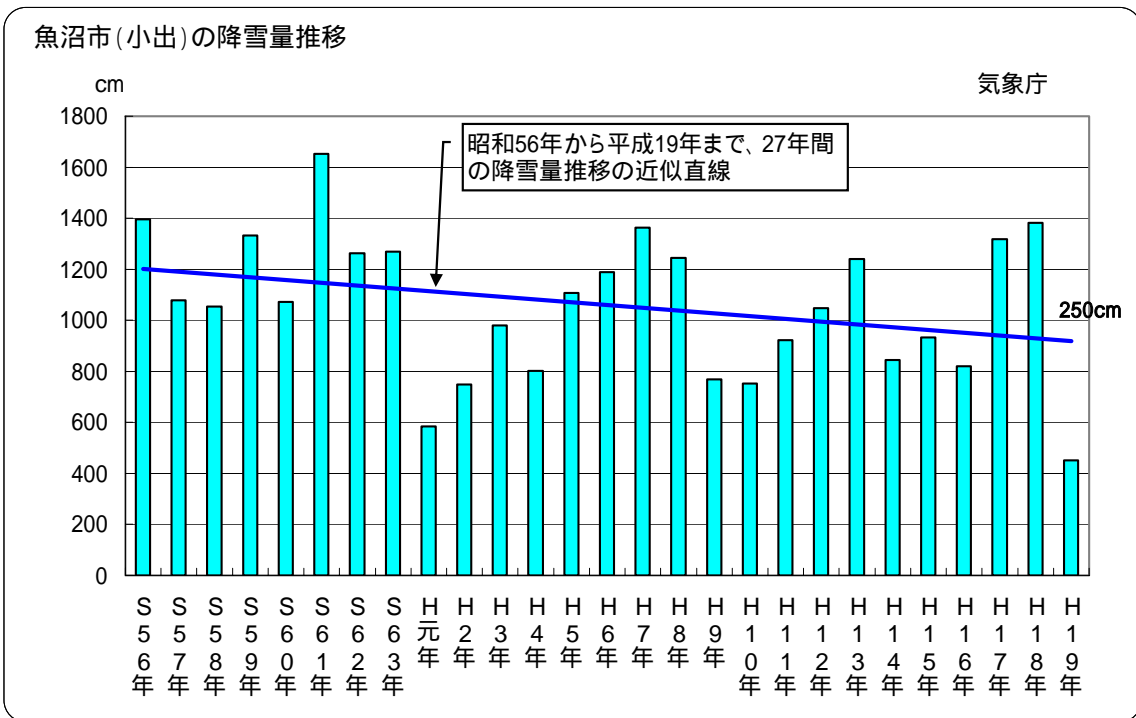
このほかにも雪冷熱を直接活用した雪中貯蔵庫が近年脚光を集めています。これは新エネルギーとして地球環境にやさしいエネルギー源で、食品加工製造や酒造業を中心に活用がはじまっています。

雪によって、産業活動や日々の暮らしに様々な弊害や苦勞を現在も強いられたいますが、道路除雪の機械化等により、かつての手作業だけの時代からは想像もできないほど便利になっています。また、屋根雪処理についても、各種の方式で消雪対策が進んでおり、負担が軽減してきています。

#### 新エネルギー

石油・石炭に代わる環境への付加の少ない新しい形態のエネルギーで、「新エネルギー導入の大綱」では、自然エネルギーの利用を中心とした再生可能エネルギー、廃棄物や廃熱の利用を中心としたリサイクル型エネルギー、従来型のエネルギーの新利用形態（燃料電池など）の3つが重点導入を図るべきエネルギーとして挙げられている。





## 課 題

雪を有益なものとする利雪への取り組みは、市に課せられた大きな課題です。雪による効果や恩恵をあらためて整理、分析し、これらを再認識するとともに、啓発をすすめながら利活用を拡大する必要があります。

最近20年ほどの地球温暖化傾向の中で、小雪による雪の利活用や数年毎にある豪雪など変則的な積雪に対して、適切に対応できるような準備や対策も必要となってきています。

雪の冷熱エネルギーは、環境に負荷をかけない自然エネルギーであり、その活用は大いに期待される場所です。しかし、保存施設などへの初期投資が高額であることや貯雪方法等から市民の暮らしへの活用は難しい状況にあります。

スキー場は雪の直接活用の主要施設ですが、その運営については一層の活性化を図る必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

雪と直接関係したスキー、スノーボード、スノートレッキングなど雪に親しむ活動を展開します。

雪を地球温暖化防止対策の一端を担う重要な新エネルギーとして利用をすすめます。

雪を活用したイベントや地域行事の取り組みへの積極参加とその支援に努めます。

自然エネルギー

太陽光、水力、風力、地熱、海洋温度差など自然活動から取り出すエネルギーのこと。

### 【事業者の取り組み】

雪を地球温暖化防止対策の一端を担う重要な新エネルギーとして、新しい活用法の研究に取り組みます。

雪を活用したイベントや地域行事に取り組み、その支援に努めます。

### 【行政の取り組み】

利雪・克雪対策は、関係事業者、市民と一体となって推進します。

雪を地球温暖化防止対策の一端を担う重要な新エネルギーとして、技術開発や利活用を推進します。

雪に関するイベントや行事は積極的に支援します。

スキー場の活性化対策を推進します。

## (4) 歴史と文化財

### 現 状

本市は、魚野川、破間川、佐梨川などの水系を中心に人々が住着き、縄文・弥生時代などの原始及び古代の遺跡や、中世の城跡などが点在し、遺跡として記録、保存されています。これらの考古資料の他にも、文化財が各地に分布しています。

市では現在、これら文化財の整理、保存、活用といった整備をすすめています。文化財には国や県の指定を受けている建造物や彫刻などもあり、多くの見学者が訪れています。

市内各地では、受け継がれてきた神楽舞や盆踊りなどの民俗芸能のほか、雪中花水祝いや折立百八灯祭、大倉松坂観音祭などの伝統行事も行われています。

### 国県指定の文化財

区分	名 称	所在	区分	名 称	所在
国指定	旧目黒家住宅	須原	県指定	下倉山城跡	下倉
	佐藤家住宅	大倉		木造毘沙門天王立像	円福寺
	木造阿弥陀仏如来坐像	円福寺		開山堂雲蝶彫物	西福寺
	大の阪	堀之内		長松の十三仏塚	長松
	牛の角突きの習俗	大芋川		屋根葺 <small>(茅葺選定保存技術)</small>	守門茅葺職人組合
	尾瀬 <small>(特別天然記念物)</small>	下折立		滝之又二本杉	滝之又

大芋川地区における牛の角突きは、現在休止中です。

## 課 題

本市の自然や歴史及び文化を物語る有形・無形の文化財の保存と活用については、行政、所有者（管理者）と利用者のより一層の共通理解を基にした連携が必要となります。

民俗芸能や伝統行事などの保存・継承に努めることは、多くの市民参加による支援が必要となります。

歴史と文化財を取り巻く自然的、社会的環境を整えながら公表並びに公開をすすめ、歴史遺産を通じて先人の循環型社会を学ぶ必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

市の歴史や文化財に対して積極的に学習を深め、先人が残した歴史遺産を環境保全の手本とします。歴史認識の重要性をもって、郷土伝統芸能の保存や継承に参加し、協力していきます。歴史的、伝統的行事などの開催に取り組んでいきます。



国重要文化財 目黒邸

### 【事業者の取り組み】

文化財の管理者は、歴史的資料や建造物などの文化財の保存に努め、積極的に公表並びに公開をすすめます。

公表並びに公開にあたり、利用者に保存の重要性を啓発していきます。

古くから継続、または復活させて行われている歴史的、伝統的行事などの開催を支援します。

### 【行政の取り組み】

市内の歴史や文化財の記録保存活動を推進します。

歴史や文化財を取り巻く自然的、社会的環境を整えながら、それらの公表、公開をすすめ、生涯学習や公民館活動による学習の機会を提供します。

文化活動としても位置づけられる郷土伝統芸能の保存や継承の支援、歴史的、伝統的行事などの開催を支援します。

## 4 地球環境

### 基本方針 4 生命育む地球環境をみんなで守ります

かけがえのない地球環境を次の世代につなぐため環境学習や環境保全の取り組みをみんなですすめます。

#### 目標達成のための環境指標

指標項目	単位	H19年度 現況値	H27年度 目標値	
<b>4 地球環境</b>				
・ 温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出	t	1 240,239	6%削減	
・ 新エネルギー対応実例箇所	箇所	11	50	
・ 市内の <sub>2</sub> 環境マネジメントシステム導入事業所数	(1) ISO14001	事業所	9	10
	(2) KES	事業所	2	4
	(3) エコアクション21	事業所	1	10

1 平成16年2月策定地域新エネルギービジョン平成15年度推計値から引用

2 第4章地球環境の55ページ参照

人類による大量消費、大量廃棄が続けられてきた結果、地球環境に過度な負荷がかかり、地球温暖化、オゾン層の破壊 など、地球規模の環境破壊が深刻化しています。人類が地球上において生存を続けるためには、このことを一人ひとりが自分の問題として捉え、できることをすぐに始めなければなりません。

本市は、四季の変化が織り成す豊かな自然の中で歴史を刻み、産業・文化とともに発展してきました。私たちには、この美しく豊かな自然環境をかけがえのない地球の財産として守り、次の世代へとつないでいく必要があります。



市内最大河川“魚野川”

#### オゾン層の破壊

成層圏の中で、地上約 25～30 kmの辺りに層をなしているオゾン層が、人間が作り出したフロン、ハロン等の化学物質の働きによって分解される現象。オゾン層が破壊されることで、有害な紫外線が地表に届き、皮膚ガンや白内障などの原因、遺伝子への影響による生態系の破壊につながる。

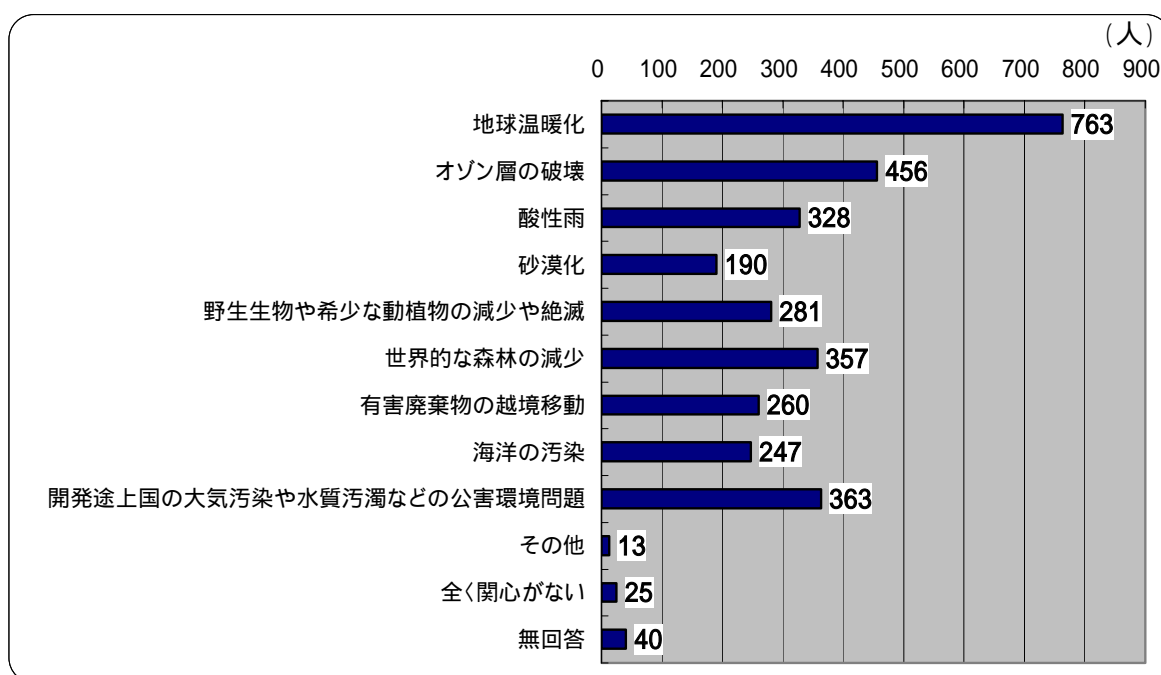
## ( 1 ) 地球温暖化対策

### 現 状

市民アンケート結果によると、「地球環境問題についてどのような問題に関心がありますか？」の問いに対して、約 78%の方が「地球温暖化」と回答しており、市民の関心も非常に高い問題となっています。

#### 地球環境について、どのような問題に関心がありますか？

( 複数回答 )

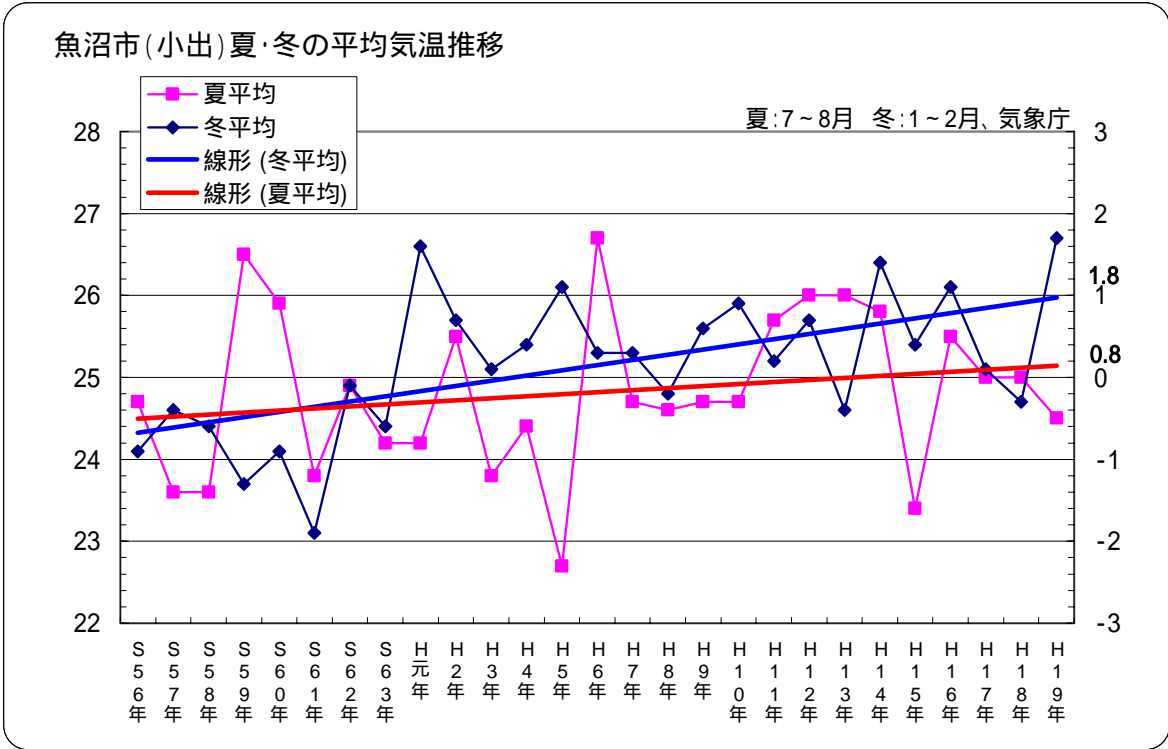


本市（小出）の平均気温の推移を調べると、過去 27 年間に夏期において約 0.8 、冬期においては約 1.8 もの上昇が見て取れます。

地球温暖化は、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが大気中で増加して引き起こされる現象で、全世界で取り組まなければならない重大な環境問題です。京都議定書による温室効果ガスの削減期間が平成 20 年 1 月からすでに始まっていて、日本は、平成 2 年の排出量を基準に 6 % を削減することが義務付けられています。

#### 京都議定書

1997 年 12 月に京都市で開かれた、第 3 回気候変動枠組条約締約国会議で議決された議定書。正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」で、締約国は温室効果ガスの約束期間内に削減目標を達成する義務を負っている。



近年、テレビや新聞などのマスコミによって地球温暖化の危機がさかんに取り扱われ、多くの国民や市民がこの問題に関心を持つようになってきました。本市においても、この問題を取り上げた講演会も開催されるようになってきました。地球温暖化防止対策は、国内でも二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たしている森林の育成を目的とした森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法が施行されるなど、国、県、市町村それぞれの領域において様々な取り組みを強化しています。

**課 題**

市は、地球温暖化対策として自らの事務事業に関し、温室効果ガス排出抑制等に率先して取り組むよう、計画的に、より現実的な新エネルギーの活用をはじめとするあらゆる防止対策をすすめる必要があります。

市は、市民、事業者と一体となって地球温暖化防止の地域推進計画を策定し、具体的な対応を実践することが求められています。

**施策の方向**

**【市民の取り組み】**

- 3 R 運動を積極的に取り組みます。
- エコドライブを心がけます。
- エコマークやグリーンマークなどの環境ラベル認定商品を優先的に購入します。

マイバック・マイ箸・マイ椀運動など、ごみの発生抑制の取り組みに参加します。家庭ごみの分別をきちんとし、容器包装プラスチックや古紙類は、燃えるごみではなく、資源化物として排出します。

電化製品等を購入する際は、省エネルギーの製品を選ぶとともに節電、節水に努めます。

冷暖房の設定温度の抑制に努めます。

### 【事業者の取り組み】

3 R 運動を積極的に取り組みます。

温室効果ガスの排出量削減と節電、節水に努めます。

省エネルギー型機器や低公害車の導入を促進します。

ISO14001、KES、エコアクション21など環境にできるだけ負荷をかけない環境マネジメントシステムを導入し、それらのシステムの示す行動の実践を推進します。

事業所の緑化に努めるとともに緑化を推進する事業に参加します。

職場におけるクールビズやウォームビズに取り組むとともに、冷暖房の設定温度の抑制に努めます。

マイバック・マイ箸・マイ椀運動など、ごみの発生抑制の取り組みに参加します。



雪冷熱を利用する雪むろ

#### ISO14001

国際標準化機構(ISO)による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム。

#### KES

NPO 法人・KES 環境機構による環境マネジメントシステム。わかりやすい規格で、必要経費も安価な「環境にやさしい基準」として「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」を策定。

#### エコアクション21

環境省が提唱する環境マネジメントシステム。主に中小事業者を対象とした環境管理・監査の手順等が示されており、ISO14001 と比べ簡素化されている。また、二酸化炭素や廃棄物排出量など具体的な実施項目が要求事項として指定されているのが特徴。

#### 環境マネジメントシステム

事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格が ISO14001 である。

#### クールビズ

温室効果ガス削減のために、夏のエアコンの温度を 28 に設定し、オフィスで快適に過ごすために、環境省が提唱した夏のノーネクタイ・ノー上着ファッション。「ビズ」はビジネスの意味で、夏を涼しく過ごすための新しいビジネススタイルという意味が込められている。

#### ウォームビズ

クールビズ同様、環境省が提唱する秋冬のビジネス用軽装の愛称。職場の暖房を 20 程度に保った状態で、暖かく格好良く働ける服装を指す。

## 【行政の取り組み】

地球温暖化防止率先行動計画を策定し、計画的に温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

市民、事業者と一体となって地球温暖化防止の地域推進計画を策定し、具体的な対応を実践します。

植林や適正な間伐の実施を通じ、二酸化炭素の森林吸収対策に引き続き取り組みます。

平成 16 年 2 月策定の地域新エネルギービジョンの活用を図ります。

循環型社会形成をめざすため、バイオマスタウン構想を策定します。

マイバック・マイ箸・マイ椀運動など、ごみの発生抑制で地球温暖化防止に取り組む市民や事業者等の活動を支援します。



越後駒ヶ岳駐車場トイレのソーラーパネル

## これからの新エネルギーと

### 再生可能な有機性資源の種類と利用

#### 新エネルギー

太陽エネルギー：太陽光発電・太陽熱利用

風力エネルギー：風力発電・風力利用

水力エネルギー：小水力発電

雪氷冷熱エネルギー：雪氷冷熱利用

地熱エネルギー：温泉熱利用

#### 有機性資源(バイオマス)

廃棄物系バイオマス：牛豚鶏ふん尿、製材クズ・建築系廃材、食物残渣、廃食用油、下水汚泥の利用

未利用系バイオマス：もみ殻・稲ワラ・間伐材などの利用

資源作物：糖質資源(さとうきび等)、デンプン資源(米・小麦等)、油脂資源(なたね等)



容器包装プラスチックや古紙類を分別リサイクルすることは、次の2つの点で地球にやさしい。

燃やせるごみを減らすことによる二酸化炭素排出量の削減が見込まれる。  
リサイクル率が上がることによるプラスチックや紙製品の製造時にかかる二酸化炭素排出量の削減が見込まれる。



## 家庭でできる温暖化対策

私たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすれば良いでしょうか。下に挙げた10の取り組みのうち、できるものから始めてみましょう。

1. 冷房の温度を1 高く、暖房の温度を1 低く設定する。
2. 週2日往復8 kmの車の運転をやめる。
3. 1日5分間のアイドリングストップを行う。
4. 待機電力を50%削減する。
5. シャワーを1日1分家族全員が減らす。
6. 風呂の残り湯を洗濯に使う。
7. ジャーの保温を止める。
8. 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす。
9. 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ。
10. テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす。

STOP!温暖化



## (2) オゾン層破壊対策

### 現 状

市民アンケート結果によると、「地球環境問題についてどのような問題に関心がありますか」の問いに対して、約47%の方が「オゾン層の破壊」と答えています。オゾン層とは、成層圏に存在し有害な紫外線から我々を守る働きをしているもので、これが少なくなると皮膚がんを発症するなどの影響が出るといわれています。このオゾン層を破壊する物質としてはフロン類が代表的であり、これまでエアコン、冷蔵庫等の冷媒として長年使用されてきました。こうしたフロン類は現在、法規制により、ほとんど使用されておきませんが、代わりに代替フロンが使用されています。代替フロンはオゾン層を破壊しませんが、強力な温室効果ガスであるため、問題視されています。

#### 代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいため、モントリオール議定書により1996年末までに全廃された特定フロン類の代替品として開発が進められているフロン類似品のことで、フロンと同様あるいは類似の優れた性質を持つもの。しかし、全く無害というわけではないために、先進国では2020年までに全廃することとなっている。

## 課 題

オゾン層の破壊を防止するにあたってはフロン類の排出を抑制すること、フロン類が使用されている製品を適正に廃棄することの2点が重要です。それを実現するためにはフロン類が使われている製品の使用を控え、使用されている製品を廃棄する際には適正な処理業者に委託することが必要です。

冷蔵庫、エアコンなどの不法投棄により、フロン類が漏れ出すことが身近な問題として懸念されています。

フロン類を使わない製品等も開発されつつありますが、現時点ではフロン類のない生活は考えられないことから、使用時から廃棄までの管理を徹底することが必要です。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

フロン類が使われている製品の使用を抑制します。

家電リサイクル法、自動車リサイクル法等を遵守し、適正に廃棄します。

### 【事業者の取り組み】

フロン類が使われている製品の使用を抑制し、使用時には適正に管理するとともに、代替物質への転換を検討します。

フロン類使用製品の修理や廃棄については適正な処理業者に委託します。

### 【行政の取り組み】

フロン類不使用製品の普及を促進するとともに、フロン類の回収について市民や事業者の協力を得るための啓発活動を推進します。



## ( 3 ) 酸性雨対策

### 現 状

市民アンケート結果によると、「地球環境問題についてどのような問題に関心がありますか」の問いに対して、約34%の方が「酸性雨」と答えています。酸性雨とは、化石燃料などの燃焼に由来する硫黄酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して硫酸や硝酸などを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨のことをいいます。環境

pH

水素イオン指数又は水素イオン濃度指数。物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値のことで、一般には水溶液中での値を指す。なお、pH=7の場合は中性と呼ばれる。pH値が小さくなればなるほど酸性が強いとされ、逆にpH値が大きくなればなるほどアルカリ性が強いとされる。

省の調査では、現在、酸性雨が観測されていますが、生態系への影響について明確な兆候はみられていません。しかし、今後も酸性雨が降り続くとすれば、将来、森林の立ち枯れや魚類等への影響などが懸念されています。本市近接の長岡市や南魚沼市で観測された測定値によると pH 4.5～4.7 の酸性を示しています。

## 課 題

酸性雨を防止するためには、自動車の排気ガスや工場からのばい煙 を原因とする硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量を削減することが必要となります。

酸性雨は、大気汚染の発生源から遠く数千キロメートルも離れた地域に影響することもあるため、国境を越えた広域的、国際的に対処する必要があり、国や県、産業団体と連携して防止対策に取り組む必要があります。

## 施策の方向

### 【市民の取り組み】

公共交通機関を利用し、マイカーの使用を減らします。

エコドライブを心がけます。

冬期間の室温を適温に保つなど、化石燃料の使用削減を図ります。

### 【事業者の取り組み】

硫黄酸化物や窒素酸化物の排出削減を図ります。

公共交通機関を利用し、マイカーの使用を減らします。

エコドライブを心がけます。

低公害車 や低燃費車、クリーンエネルギーの導入を推進します。

### 【行政の取り組み】

化石燃料の使用が及ぼす環境影響についての周知と家庭や事業所での使用量の削減、クリーンエネルギーへの転換を促進します。

国や県、産業団体などと連携して広域的、国際的に防止対策を取り組みます。

低公害車や低燃費車、クリーンエネルギーの導入を推進します。

#### ばい煙

物を燃やしたときに出る煙や工場から排出される煙の総称。硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などの有害物質がある。

#### 低公害車

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。一般には、電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車及びハイブリッド自動車（HV）の4車種を指す。低公害車の認定を受けた自動車は、税制面で優遇される等の特典がある。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 推進体制の整備

#### 環境審議会の活用

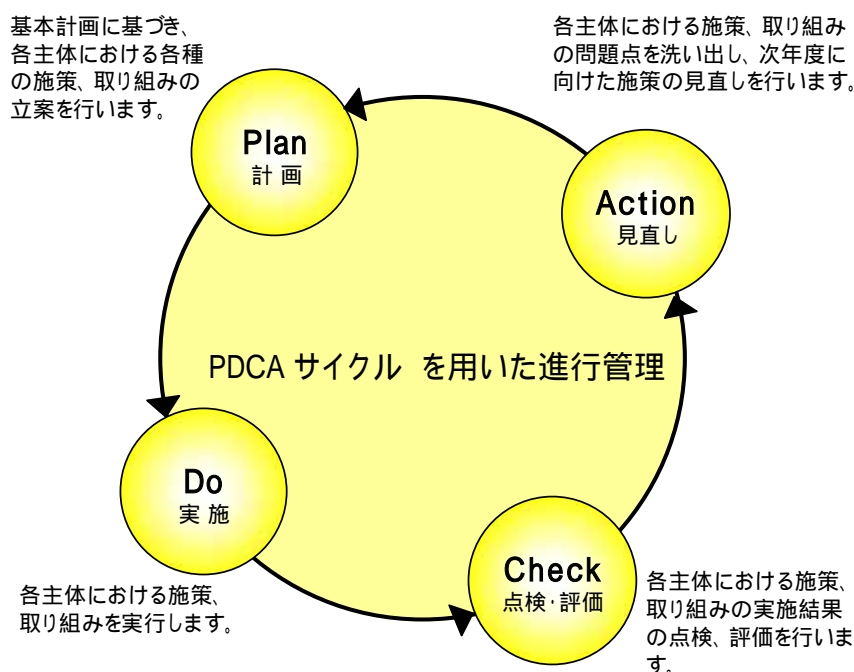
魚沼市環境基本条例に基づき、学識経験者、関係行政機関の職員、その他環境の保全に関する識見を有する事業者及び市民からなる環境審議会が設置されました。

環境審議会は、環境基本計画に基づく各種環境施策について調査及び審議を行います。

### 2 計画推進の考え方

本計画は、行政の取り組みだけでなく、市民、市民団体、事業者など多くの関係者によって推進されなければなりません。そのためには、関連する施策や民間の取り組み状況等を把握したうえで、計画の進行管理を行う必要があります。

また、指標の到達状況を定期的に調査し、達成状況についての評価、計画の見直しを行いながら、施策を展開していく必要があります。



#### PDCAサイクル

PDCAサイクルとは、Plan / Do / Check / Actionの頭文字を揃えたもので、計画(Plan) 実施(Do) 点検・評価(Check) 見直し(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいう。